

市内中心部における駐輪需要等 に関する調査研究

平成 29 年 3 月

京都市
一般財団法人 地方自治研究機構

市内中心部における駐輪需要等に関する調査研究

平成 29 年 3 月

京都市 建設局 自転車政策推進室
一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来や、厳しい財政状況が続くなど、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地方公共団体は、多様化する住民ニーズに的確に対応し、地域の特性を活かしながら、安心・安全の確保、産業振興による地域の活性化、公共施設の維持管理等の高度化・複雑化する諸課題の解決に取り組まなければなりません。

また、地方分権の進展に伴い、住民に最も身近である地方公共団体が、自らの判断と責任において担うことが求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

本研究の対象である京都市において、環境に優しい便利な乗り物であり、また、幅広い世代の方が利用可能な乗り物である自転車に対して、良好な都市環境を形成するため、昭和60年度に京都市自転車等放置防止条例を制定し、自転車駐車場の付置義務を課すとともに、放置自転車の撤去などに取り組んでおりますが、市内中心部においては、近年、多様な業種・業態の施設が建設され、訪れる客の多様化による付置義務駐輪場需要の多寡が問題視されています。

本研究では、付置義務に関する条例の今後の検討に寄与する基礎調査として、市内駐輪施設等での駐輪需要・利用実態を把握し、現状における課題の検討及び抽出を行う調査研究を実施致しました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の方々から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、京都市と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

平成29年3月

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 山中 昭 栄

目次

序章	調査研究の概要	3
1	調査研究の背景と目的	3
2	調査研究の項目と方法	5
3	検討作業の流れ	7
(1)	背景, 状況把握	7
(2)	実態把握	7
(3)	現行の条例に準拠した駐輪場における課題抽出確認	7
4	調査研究の体制	7
第1章	本市の現況	11
1	本市の概況	11
(1)	地勢	11
(2)	人口動向	12
2	本市における自転車利用を取り巻く環境	13
(1)	自転車利用の現状	13
(2)	これまでの取組と実績	15
(3)	本市における課題	19
第2章	駐輪施設実態調査と利用者アンケート調査	27
1	実施概要	27
(1)	調査目的, 実施期間及び実施内容	27
(2)	調査対象施設	28
(3)	利用者アンケート調査対象者	30
2	調査結果概要	31
(1)	駐輪施設実態調査結果概要	31
(2)	利用者アンケート調査結果概要	37
3	課題に対する調査結果	41
(1)	大規模施設	42
(2)	複合施設	45
(3)	条例適用外施設	47
(4)	商店街エリア	52
(5)	自転車通行規制エリア	54
(6)	駐輪需要が集中する施設	56
(7)	屋上駐輪場・地下駐輪場	67
(8)	隔地駐輪場	70
(9)	使用する時の使い易さ	72
第3章	課題まとめ及び考察	81
1	課題まとめ	81
2	考察	83
(1)	駐輪施設実態調査	83

(2) 利用者アンケート調査	85
(3) 今後の検討に向けて	85
「市内中心部における駐輪需要等に関する調査研究について」(青木委員長)	87
委員会・事務局名簿	91
参考資料	95
1 京都市自転車等放置防止条例	95
2 京都市自転車等放置防止条例による自転車駐車場付置義務のあらまし	103
3 駐輪施設実態調査票及び利用者アンケート調査票	115
4 駐輪実態報告資料(別冊)	117

序章 調査研究の概要

序章 調査研究の概要

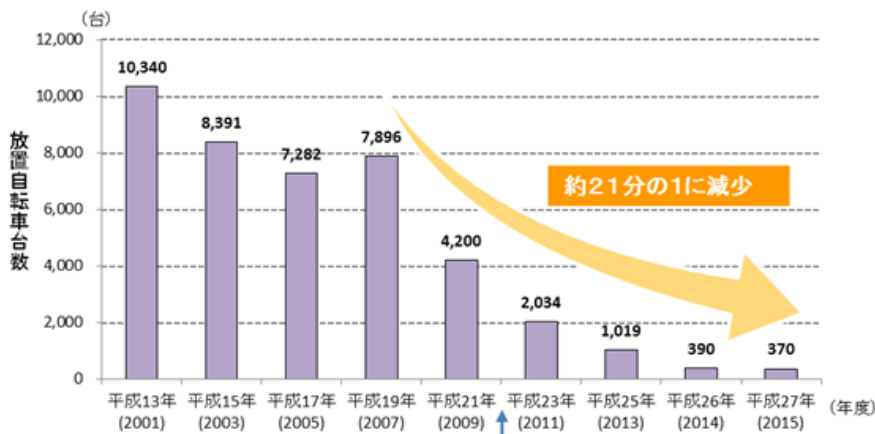
1 調査研究の背景と目的

自転車は、排気ガスを出さない、環境に優しい便利な乗り物であり、また、子どもから御年配の方まで、幅広い世代の方の利用が可能な乗り物である。

一方で、不法に乗り捨てられる放置自転車が長らく課題になっており、京都市（以下、「本市」という。）では、道路、公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境を形成するため、昭和60年度に京都市自転車等放置防止条例（以下、「条例」という。）を制定し、自転車駐車場の付置義務を課すとともに、放置自転車の撤去などに取り組むことにより、市内の放置自転車台数は、直近の平成27年度実績で平成19年度の約21分の1にまで減少し、一定の効果を挙げている。

図表 序.1 に、本市における「自転車等の放置状況の推移」及び改善状況の例を示す。

図表 序.1 本市における自転車等の放置状況の推移



改訂京都市自転車総合計画の策定（平成22年度）

自転車等の放置状況の推移

- *1：10～11月の晴天の平日、概ね午前11時時点において、市内各駅のうち1駅における放置台数が100台以上の駅を集計対象に放置台数を集計した値
- *2：内閣府は本調査を隔年で実施しており、平成26年度は本市独自で調査を実施



改善前



改善後

出典：京都・新自転車計画

このような状況の中、次なるステージとして求められているのは、「真の総合的な自転車政策」であり、これを進めるため、平成26年度を「自転車政策元年」と位置付け、「改訂京都市自転車総合計画」を見直し、平成27年3月「京都・新自転車計画」を策定した。

計画では、課題のひとつとして、自転車駐輪環境において、付置義務に基づいて整備された駐輪場が有効活用されていないことを掲げており、この解決が求められている。

本市における自転車駐輪場の付置については、昭和 60 年度の条例制定後、平成 12 年度、平成 21 年度に、対象となる用途の拡大などを実施し、運用を継続してきているが、自転車環境の変化等により、さまざまな課題が顕著化してきている。

これらの課題を改善するため、「現行条例での実態」を把握し、整理・分析を行うことを目的として調査研究を実施した。

調査研究は、以下の事項について配慮し実施した。

- ・調査研究では、「駐輪施設の実態調査」と「利用者のアンケート調査」を基礎とする。
- ・前回の「条例見直し」時に、同様の駐輪場の実態調査を実施しており、その活動で蓄積されたデータや手法、得られた知見を最大限生かし、効果的な調査研究を実施する。
- ・本活動を通じて「新たに発見された課題」についても、今後の活動へ繋げるものとする。

2 調査研究の項目と方法

以下に挙げる，調査員による巡回目視及び聞き取り調査により，市内に設置されている駐輪施設における実態の把握を行った。

図表 序.2 実施した調査内容

調査名	目的	調査方法	調査対象
駐輪施設 実態調査	市内各地区における，駐輪施設の実態や利用状況の把握	・調査員による巡回目視	「京都市における付置義務対象となる施設（図表 序.3）」をもとに，住宅地図や現場踏査により対象施設を抽出。 ・対象エリア：市街化区域 ・対象施設数：160 箇所以上 ・都心区（上京区，中京区，下京区）： 1 区当たり 30 施設程度 ・周辺区（北区，左京区，東山区，山科区，南区，右京区，西京区，伏見区）： 1 区当たり 10 施設程度
利用者アンケート 調査	駐輪施設の利用者における，駐輪目的やその駐輪施設に対する満足度など，意向・意識の把握	・調査票を用いた，調査員による聞き取り調査	「駐輪施設実態調査」対象施設を利用した，年齢 10 代から 70 代以上の男女。 ・対象エリア：市街化区域 ・調査箇所：160 箇所以上（「駐輪実態調査」を実施した施設）

なお，公共交通機関の利用のため駐輪場を利用する場合など，目的施設そのもの以外の特殊な要因が実測データに影響を及ぼしてしまう危険性も考えられる。そのため，「調査対象施設」の抽出に当たっては，以下の点について留意した。

- ・ 駅利用と混同しないよう，公共交通機関の駅から離れていること。
- ・ 混合施設ではなく，単独で駐輪需要を発生させていること。

図表 序.3 京都市における付置義務対象となる施設

用途の区分	施設面積	施設面積に算定されるもの
食料品等小売店舗	300m ² 以上	売場、ショーウインド、ショールーム、サービス施設、物品の加工修理場のうち顧客から引受の用に直接供する部分 など（大規模小売店舗立地法第2条第1項による店舗面積）
食料品を取り扱わない小売店舗	300m ² 以上	
コンビニエンスストア（※）	150m ² 以上	
遊技場（パチンコ店、ゲームセンター等）	250m ² 以上	遊技室、景品交換所 など
銀行（銀行、信用金庫）	400m ² 以上	銀行室、一般応接室、ロビー、ショーウインド、現金自動支払機設置室 など
飲食店	300m ² 以上	客室、待合室 など
病院等（病院、診療所、歯科医院、歯科診療所）	400m ² 以上	一般外来診察室、一般外来検査室、待合室、会計室 など
学習施設（専門学校、各種学校、学習塾）	300m ² 以上	教室、講堂、実習室、自習室、図書室、資料室 など
博物館等（博物館、美術館、図書館）	1,050m ² 以上	展示室、施設利用者のための売店 など
スポーツ施設（フィットネスクラブ、各種運動教室等）	250m ² 以上	スタジオ、体育館、トレーニングルーム、マシンジム室、プール、相談室、風呂、更衣室、休憩室、ロビー など
郵便局	150m ² 以上	営業室、一般応接室、ロビー、ショーウインド、現金自動支払機設置室 など
映画館	450m ² 以上	観客席、施設利用者のための売店 など
カラオケボックス	450m ² 以上	客室、待合室 など
レンタルビデオ店	250m ² 以上	商品陳列室、視聴室 など
官公署	400m ² 以上	一般待合室、一般応接室、一般会議室、一般集会室 など

※ 飲食料品及び日用品を販売する業務を行うための小売店舗で、主として飲食料品を販売し、その大部分においてセルフサービス方式（次の要件を満たしているものをいう。）を採用しているもののうち、1日の営業時間が14時間以上のものをいう。
 (1) 商品の包装を購入時に行わないこと。
 (2) 販売価格があらかじめ定められていること。
 (3) 客が自由に商品を取り集め、売場の出口等に設けられた勘定場で一括して商品の代金を支払うこと。

出典：京都市自転車等放置防止条例による自転車駐車場付置義務のあらまし

図表 序.4 用途の区分と自転車駐車場の規模

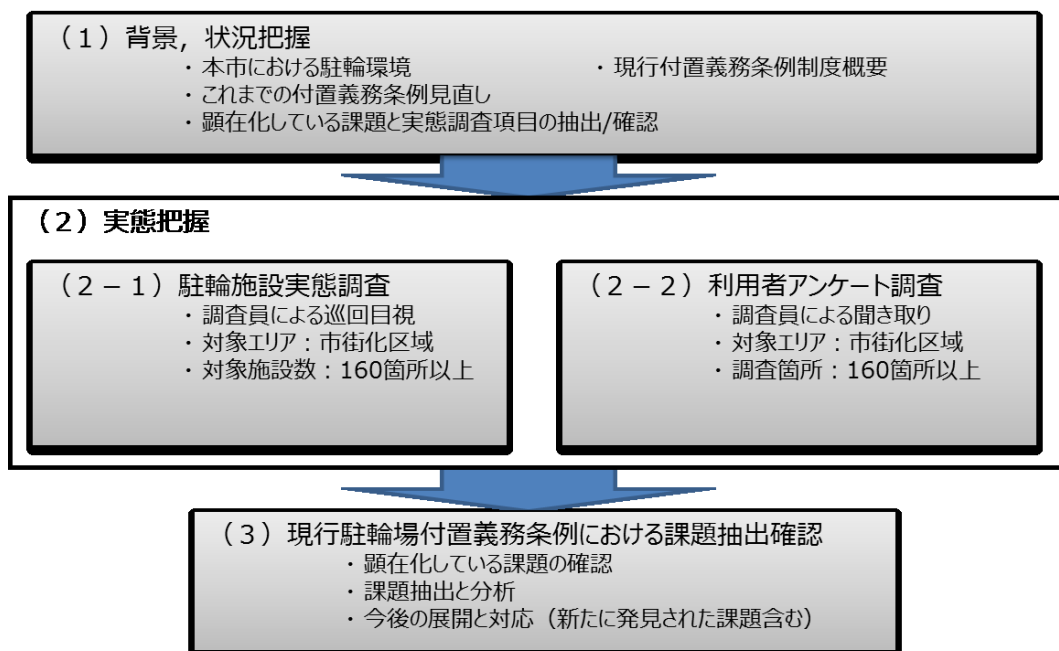
用途の区分	自転車駐車場の規模
食料品等小売店舗 食料品を取り扱わない小売店舗 コンビニエンスストア 飲食店 学習施設	施設面積20m ² までごとに1台
遊技場 スポーツ施設 レンタルビデオ店	施設面積15m ² までごとに1台
銀行 病院等 官公署	施設面積25m ² までごとに1台
博物館等	施設面積70m ² までごとに1台
郵便局	施設面積10m ² までごとに1台
映画館 カラオケボックス	施設面積30m ² までごとに1台

出典：京都市自転車等放置防止条例による自転車駐車場付置義務のあらまし

3 検討作業の流れ

図表 序.5 に、本調査研究の全体像と流れを示す。

図表 序.5 調査研究の全体像と流れ



各ブロックでは、以下の内容を実施した。

(1) 背景, 状況把握

届出されている付置義務駐輪施設の管理情報の再確認及び本市として捉えている課題の明確化を行い、都心部を含む都心区及び周辺区における調査対象施設の検討抽出を行う。

(2) 実態把握

駐輪需要の実態を把握するため、以下の2つの調査を行う。

(2-1)各駐輪施設へ調査員を派遣し、駐輪施設の利用状況の確認及び周辺（敷地及び周辺道路上）での放置自転車有無等の調査を行う。

(2-2)各駐輪施設を実際に使用した利用者等に対してその場で聞き取り調査を行い、利用状況・駐輪施設に対する満足度等の意識調査を行う。

(3) 現行の条例に準拠した駐輪場における課題抽出確認

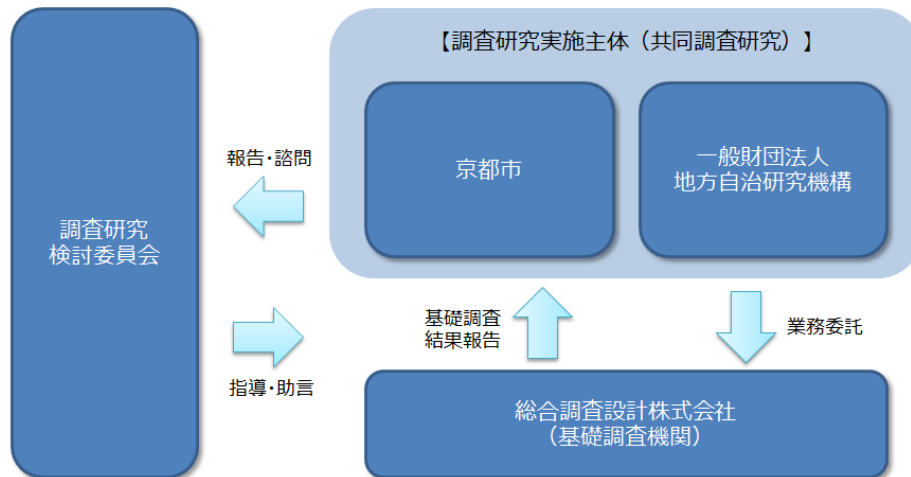
(2)の実態調査で収集した情報を基に、捉えている課題の確認及び新たな課題の有無の確認を行い、現行の条例での課題のまとめを行う。

4 調査研究の体制

本調査研究を進めるに当たり、有識者、学識経験者、行政関係者等による調査研究検討委員会を設置し、審議・検討を行った。

検討委員会の下に，調査研究実施主体である事務局を設け，本研究の具体的な推進に必要な事務，調査，調整を行った。

図表 序.6 調査研究体制



第 1 章 本市の現況

第1章 本市の現況

1 本市の概況

(1) 地勢

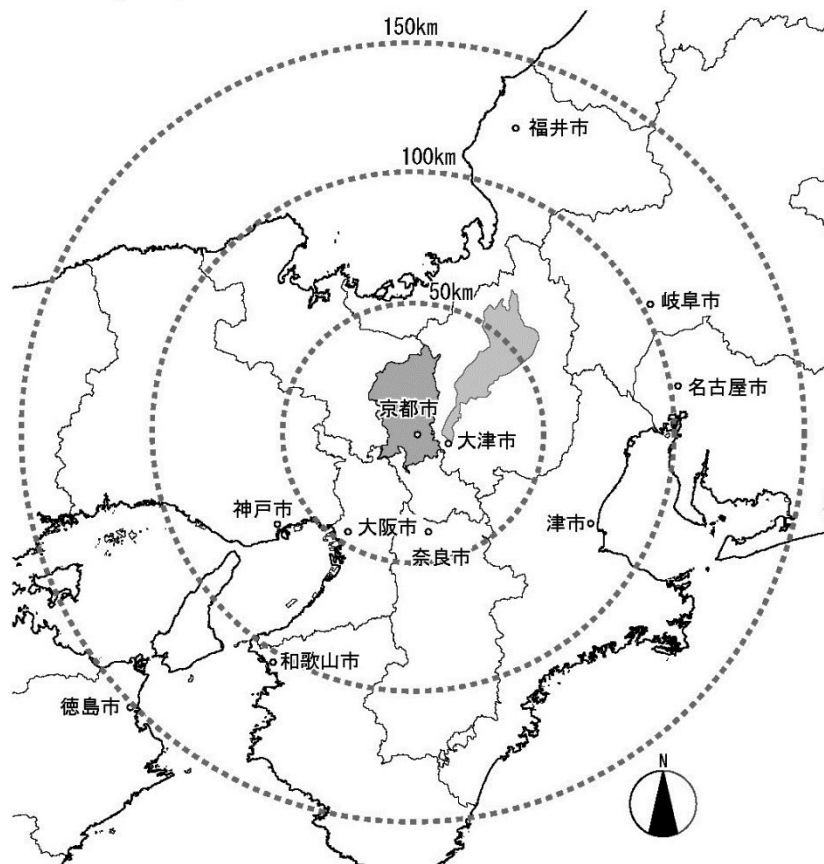
本市は、京都府の南部に位置し、京都盆地の北半分、山科盆地及び丹波高原の東辺の一部からなる内陸都市である。

人口は約 147 万人を有する政令指定都市で、東京特別区を含めて全国第 7 位、京都府の人口の約半分を占めている。

また、市制を施行した明治 22 年当時、上京区、下京区の 2 区で構成された市域面積は 2,977ha であったが、順次周辺市町村を編入し、平成 17 年の京北町との合併により、東西方向は約 29km、南北方向は約 49km に及び、市域面積は約 82,790ha となっている。

現在、本市は、大阪市、神戸市と並ぶ近畿地方の大都市の一つとして形成している。

図表 1.1 本市の位置

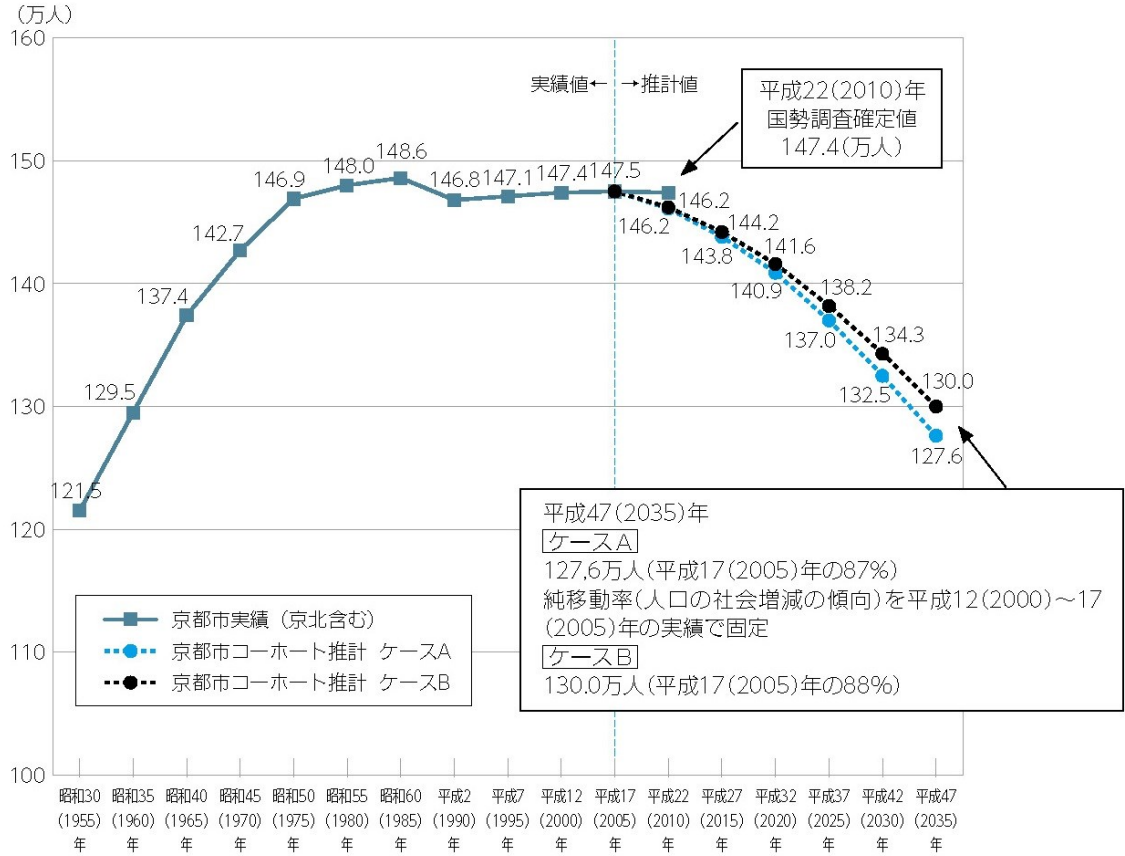


出典：平成 24 年京都市都市計画マスタープラン

(2) 人口動向

今後、人口が減少し、高齢化が進展すると推計されている。今後、人口減少が進むと、本市全体の活力低下や地域コミュニティの維持が困難になることなどが懸念される。また、高齢化の進展に伴い、高齢世帯の急増、災害時における災害弱者の増加、公共交通や生活利便サービスの脆弱な地域における生活が困難になることなどが懸念される。

図表 1.2 本市の人口の推移(実数及び推計)



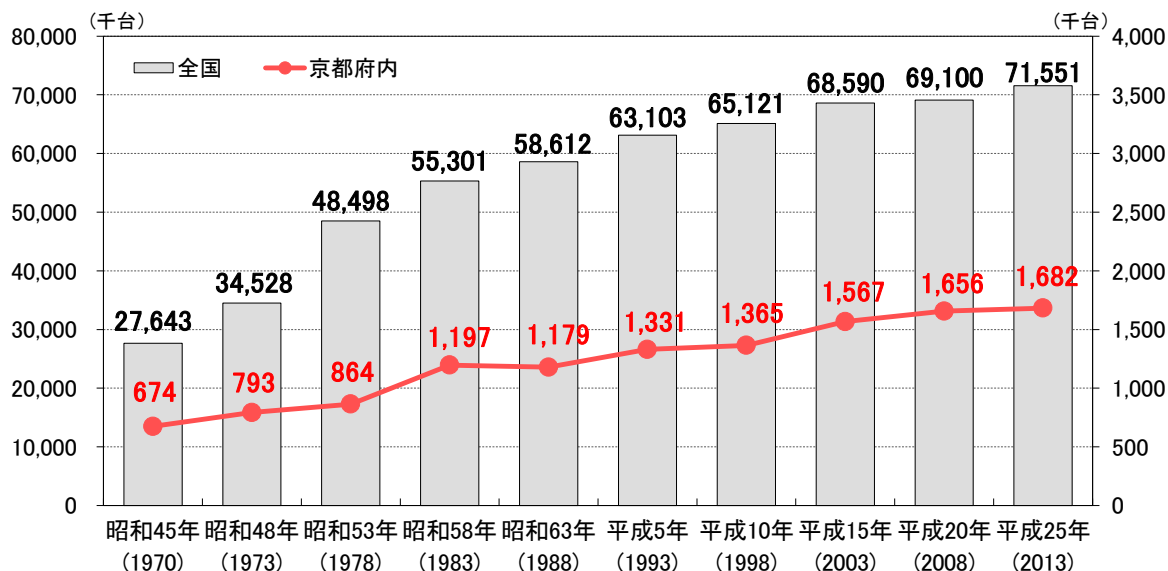
出典:平成 24 年都市計画マスタープラン

2 本市における自転車利用を取り巻く環境

(1) 自転車利用の現状

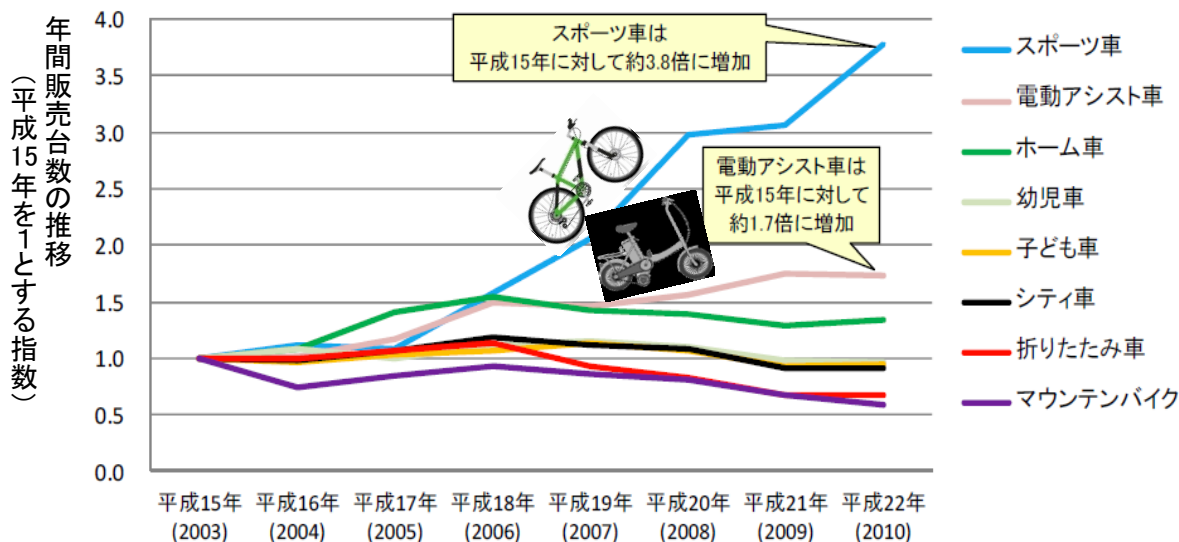
自転車保有台数は、増加傾向にあるとともに、昨今の自転車ブームもあって、スポーツ車が増加するなど、走行性能が高い自転車が増えている。

図表 1.3 自転車の保有台数の推移(全国・京都府)



出典：(一社)自転車協会, (一財)自転車産業振興協会

図表 1.4 国内における自転車の車種別販売台数の伸び率(年間1店当たり)

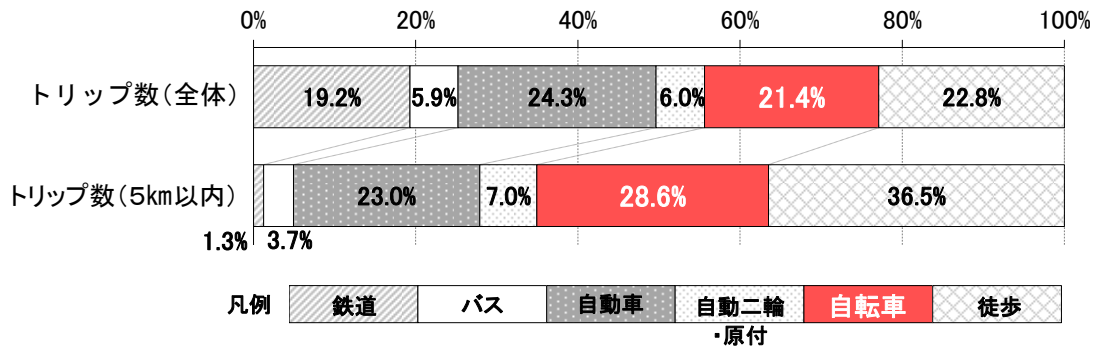


出典：自転車国内販売動向調査((一財)自転車産業振興協会)

パーソントリップ調査によると、本市の代表交通手段別における自転車の割合は、約 2 割となっている。各交通手段の移動距離を加味し 5 km 以内でみると、自動車の割合はあまり変わらず、徒歩や自転車の割合が増え、自転車は、約 3 割となっている。

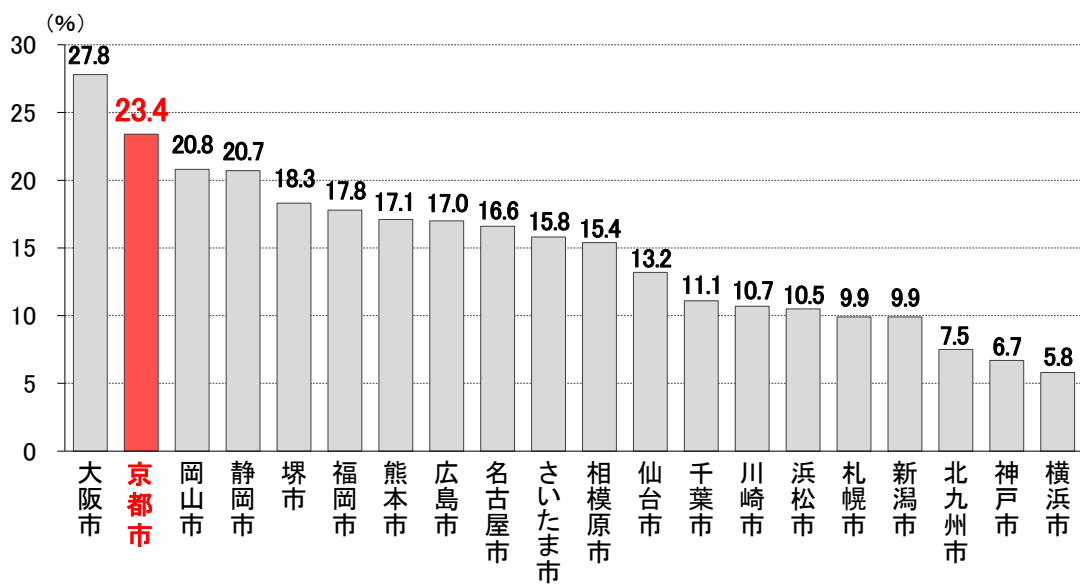
本市は、通勤通学に用いられる自転車の分担率が、政令指定都市の中で大阪市に次ぐ 2 位となっている。

図表 1.5 代表交通手段の割合の比較(京都市)



出典: 京都・新自転車計画

図表 1.6 政令指定都市の通勤通学における代表交通手段としての自転車分担率の比較



出典: 平成 22 年国勢調査

(2) これまでの取組と実績

ア 付置義務による駐輪場の整備

駐輪場設置の義務付けは、建築物を駐輪需要発生要因と考えて、建築物の規模や用途に応じて、少なくとも予想される駐輪需要に応じた駐輪場を同一敷地内に設置することを建築主に義務付ける施策である。

この制度により、駐輪需要の発生原因者(建築主)負担という合理的な原則のもとで、目的地の直近に駐輪場が整備されることから、市街地における駐輪場整備の促進と放置自転車対策として有効な手段となっている。

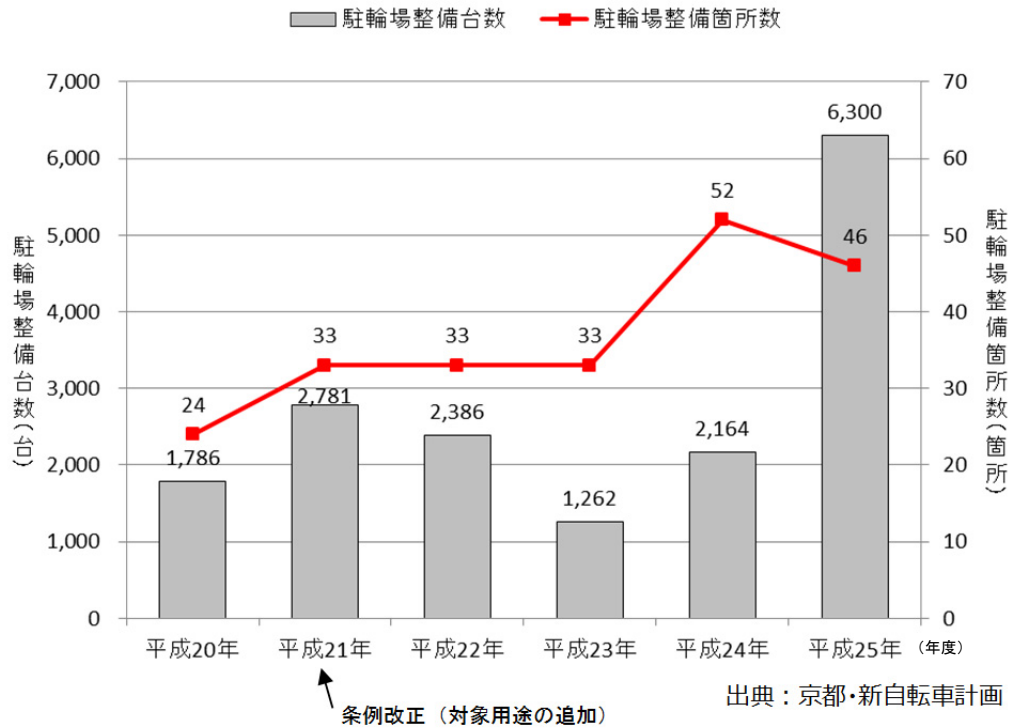
本市における自転車駐車場付置義務制度は、昭和60年度に「京都市自転車等放置防止条例」が制定され、その放置自転車対策の一環としてスタートした。以降、以下のように、改正が実施され、現在に至っている。

図表 1.7 条例改正の変遷

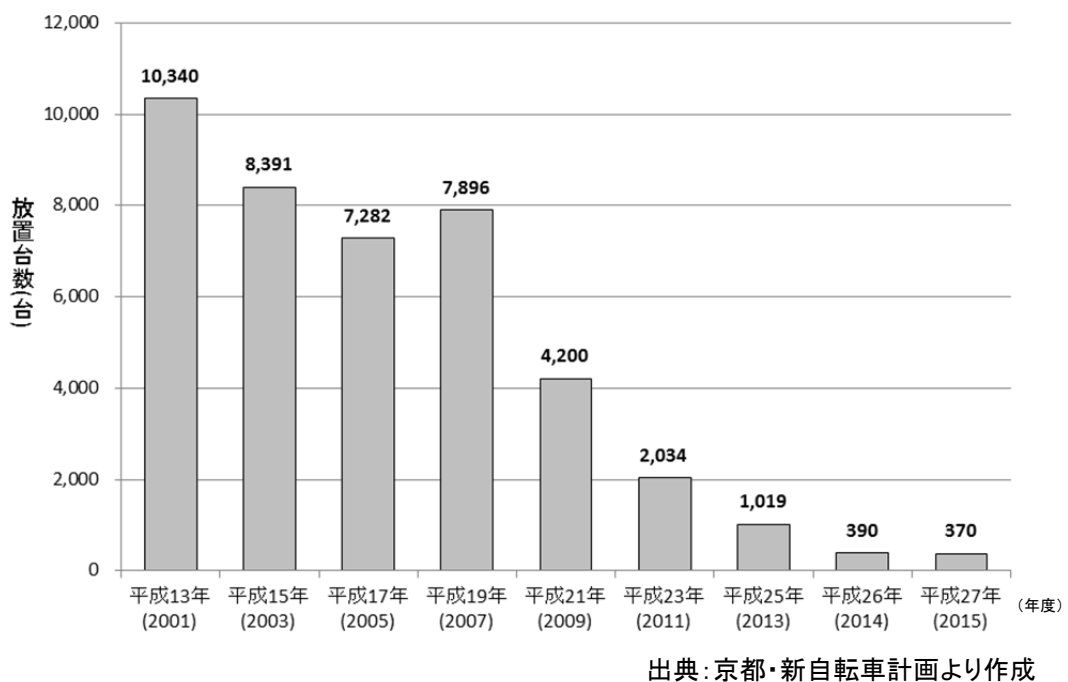
改正項目	昭和60年4月制定時	平成12年12月改正時	平成21年10月改正時
対象施設 (対象規模)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売店舗 (銀行、遊技場等を除く) (施設面積 400m² 以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売店舗 (銀行、遊技場等を除く) (施設面積 400m² 以上) ・ 食料品を取り扱わない小売店舗 (施設面積 400m² 以上) ・ 遊技場 (施設面積 300m² 以上) ・ 銀行 (施設面積 500m² 以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料等小売店舗 (施設面積 300m² 以上) ・ 食料品を取り扱わない小売店舗 (施設面積 300m² 以上) ・ コンビニエンスストア (施設面積 150m² 以上) ・ 遊技場 (施設面積 250m² 以上) ・ 銀行 (施設面積 400m² 以上) ・ 飲食店 (施設面積 300m² 以上) ・ 病院等 (施設面積 400m² 以上) ・ 学習施設 (施設面積 300m² 以上) ・ 博物館等 (施設面積 1,050m² 以上) ・ スポーツ施設 (施設面積 250m² 以上) ・ 郵便局 (施設面積 150m² 以上) ・ 映画館 (施設面積 450m² 以上) ・ カラオケボックス (施設面積 450m² 以上) ・ レンタルビデオ店 (施設面積 250m² 以上) ・ 官公署 (施設面積 400m² 以上)

本市における付置義務台数は年々増加しており、特に平成21年度の条例改正により対象となる用途が追加され、平成25年度には大規模施設の申請があり、その台数は増加している。一方、放置自転車台数は年々減少し、特に平成19年度から平成21年度にかけて半減し、条例改正による付置義務駐輪場台数の増加も要因の一つとして考えられる。

図表 1.8 京都市内の付置義務駐輪場申請台数及び箇所数の推移



図表 1.9 京都市内の放置自転車台数の推移



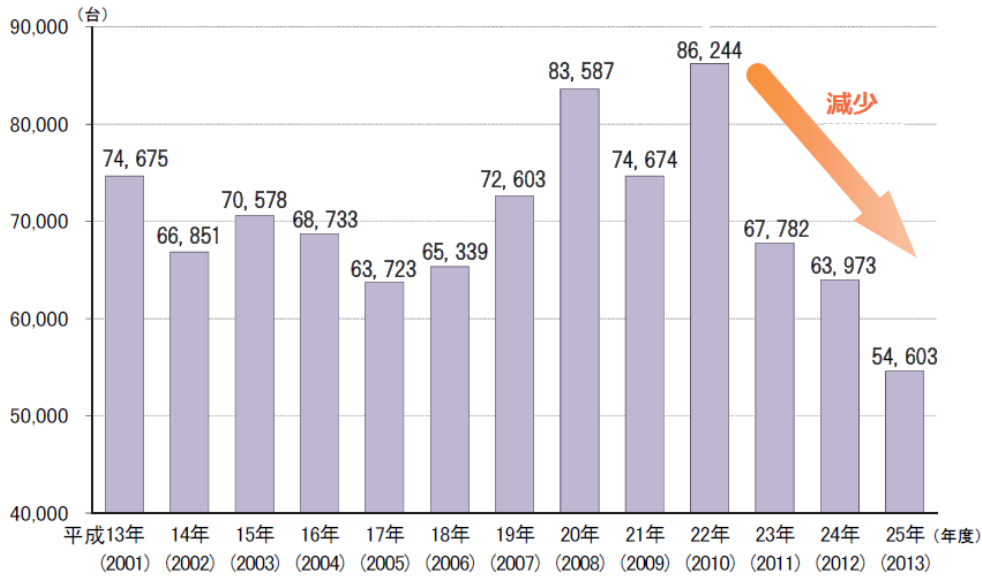
イ 撤去に関する主な取組

京都市では年末年始を除き、土日・祝日、夜間も含む連日の撤去等を行ってきた結果、市民に対して、「自転車を放置すると撤去される」という意識を醸成することができ、自転車の放置台数の減少につながっている。

図表 1.10 放置自転車の撤去の取組の流れ

年月	取組内容
平成19年	9月 放置の多かった都心部の撤去を2倍程度に強化 土日撤去の開始(月1回程度)
	10月 夜間撤去の開始(月1~2回程度)
平成22年	4月 鴨川撤去の開始 5月 土曜撤去通年実施 9月 国道撤去の開始
平成23年	4月 保管所の日曜日・祝日開所
平成24年	4月 日曜祝日撤去の通年実施, 夜間撤去の強化
平成25年	4月 土曜夜間の撤去を開始, 夜9時以降の撤去を開始
平成26年	8月 軽トラックを活用した効率的な撤去を本格導入

図表 1.11 放置自転車撤去台数の推移



図表 1.12 夜間、土日、祝日の撤去の様子



夜間の撤去の様子



土日・祝日の撤去の様子

ウ ルール・マナーの周知啓発

下記のような自転車利用マナー向上啓発グッズにより、自転車のルールやマナーの周知・啓発に取り組むとともに、街頭での啓発活動・啓発イベントを実施している。

- ・「確認しましょう 自転車の交通ルール」(京都府警察)
- ・「自転車運転 小学生」(民間)
- ・自転車交通安全教育プログラムの作成
- ・自転車の安全利用に係る啓発用 DVD の配布等の取組を実施
- ・大学生向けフリーペーパーへの自転車啓発記事の掲載及び入学式での配布(京都市)

図表 1.13 民間の発行による
自転車の安全利用の本



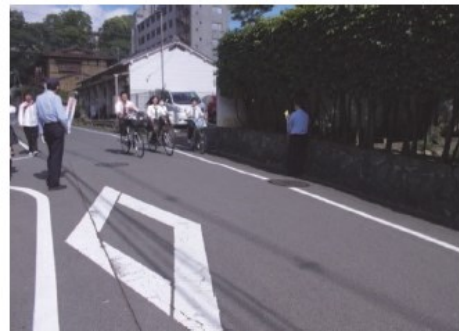
図表 1.14 啓発のパンフレット
(京都市)



図表 1.15 「まちかど啓発」の実施の様子



繁華街での啓発



通学路での啓発

図表 1.16 自転車マナーアップフェスタの様子



(3) 本市における課題

本市における駐輪場の付置については、以上の様に、昭和 60 年度の条例制定後、平成 12 年度、平成 21 年度に、対象となる用途の拡大などを実施し、放置自転車の削減など多くの実績を出してきている。しかし、取り巻く環境や自転車の利用状況の変化などから、以下に挙げるような、さまざまな課題が現れてきている。

課題 1：大規模施設の付置義務駐輪場は有効に利用されていないのではないか？

本市の自転車駐輪に対する条例では、原則、商業施設の施設面積に応じた付置義務台数を課しており、大型の商業施設事業者も、条例に準拠し、その施設面積に応じた付置駐輪場を設けている。

大型ショッピングモールなど、商業施設の大型化が進む中、以下の写真のように、条例に従い、施設面積に応じた義務台数分の駐輪スペースを確保しても、実際には使われていない空スペースが目立つなど、有効に利用されていないのではないかと考えられる。

図表 1.17 大規模施設の駐輪場利用状況



図表 1.18 大規模施設の駐輪場利用状況



課題 2：複合施設で放置自転車が発生しているのではないかと？

ここで言う複合施設とは、「ひとつの建築物であって、地上階が“店舗”，上層階が“住居”という形態の施設」のことを指し、昨今、多くのところで見かける施設形態である。

本市においても、その町並みの特徴の一つである「町屋建築」を利活用した複合施設が新しく生まれており、今後もその施設形態が増加するのではないかと考えられている。

今後増えてくると考えられるこれら複合施設周辺においても、放置自転車の発生が懸念されている。

課題3：条例適用外施設に放置自転車が発生しているのではないか？

条例制定以前や施設面積が少ない施設などの条例適用外施設に対して、駐輪需要が高いにも関わらず、適切な駐輪場が設置されないままの施設が存在する可能性がある。

それら「現行条例に対する適用外施設」となっている施設周辺では、条例に準拠した駐輪施設が設置されていないことで、歩行者や車両の通行の妨げとなる放置自転車が発生しているのではないかと考えられている。

図表 1.19 条例適用外施設周辺の放置自転車状況



課題4：商店街エリアでの駐輪場が有効に利用されていないのではないか？

駐輪需要を生み出すものとしては、単体の商業施設等ではなく、店舗等が集まった、いわゆる「商店街」がある。

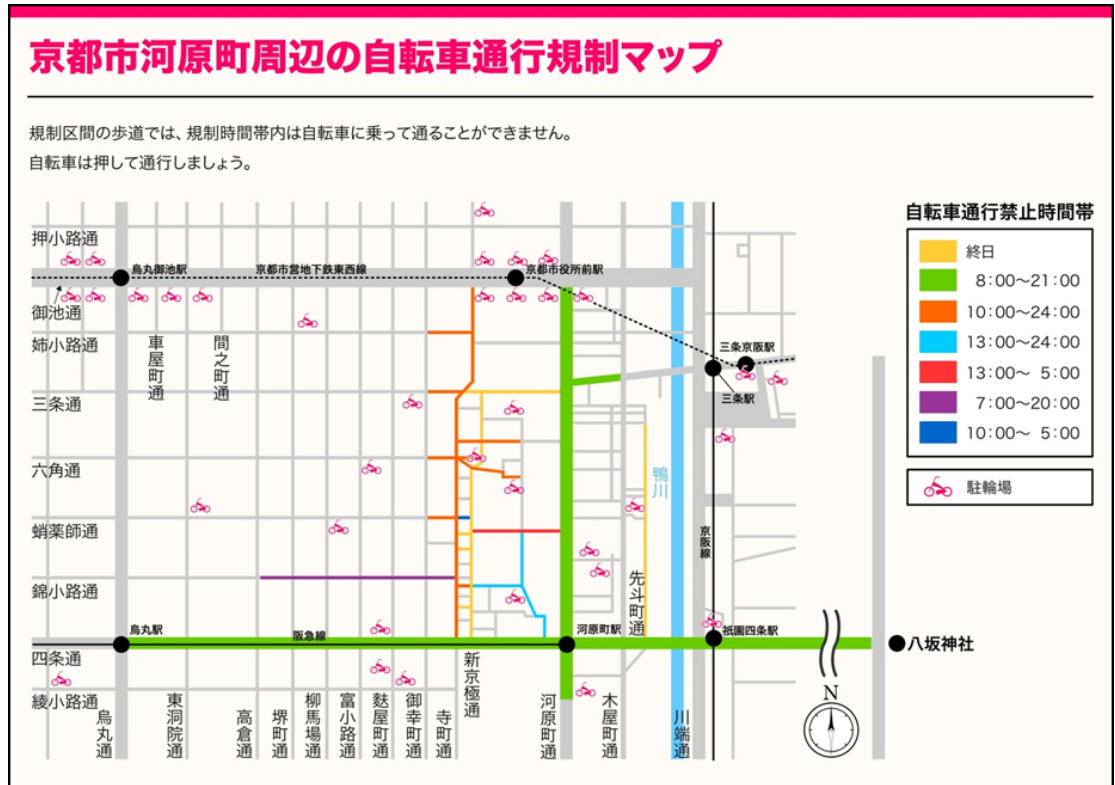
本市においても、錦市場など多くの商店街が存在し、近隣住民の日常生活を支えており、食料品等の購入のために日常的に自転車で訪れ回遊する住民も多く、個別の商店単独ではなく、商店街エリア全体で大きな駐輪需要を生み出していると捉えることも出来る。

一方、商店街エリアの店舗は、人々が往来する通路に面した狭小間口であったり、敷地が限られたりする場合がある。自転車利用者が店舗を回遊することを考慮すると、利便性の点から、駐輪場が設置されていても敬遠され、利用が低くなっている可能性が考えられる。

課題5：自転車通行規制エリアでの駐輪場が有効に利用されていないのではないか？

「歩くまち・京都」「歩行者と共存可能な自転車利用の促進」を標榜する本市は、以下の図表 1.20 に示すような、自転車の通行規制エリアを設けている。

図表 1.20 本市自転車通行規制エリア



出典:平成 28 年 10 月「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」

この自転車通行規制エリア内の商業施設に対しても、現行条例に準拠した付置義務駐輪場の設置が義務付けられている。

ただし、もともと自転車利用が制限され駐輪需要が抑えられているエリア内の施設に対して、他のエリアと同等の付置義務台数の駐輪施設が設置されたとしても、実際には利用者が少ないのではないかと考えられる。

課題6：駐輪需要が集中する施設で放置自転車が発生しているのではないかと特に小規模のコンビニエンスストアは大型のコンビニエンスストアに比べ放置自転車が多いのではないかと？

自転車政策を考えるうえで、歩行者・車両の通行を妨げる放置自転車の対策は避けて通れない課題の一つである。駐輪需要が集中する施設とは、多くの自転車利用者が集中する施設のことを指し、そういった施設では、一時的にも収容台数を超える自転車が集中し、周辺の道路等に放置自転車を発生させてしまうことが考えられる。

特に小規模なコンビニエンスストアなどでは、図表 1.21 ように、付置義務台数を確保する駐輪スペースを個別に設けることに苦勞するケースなどもあり、駐車場などを併設している大型のコンビニエンスストアに比べ、付近の道路への放置自転車を誘発しているのではないかと考えられる。

図表 1.21 コンビニエンスストア周辺の放置自転車状況



課題7：屋上駐輪場・地下駐輪場は有効に利用されていないのではないかと？

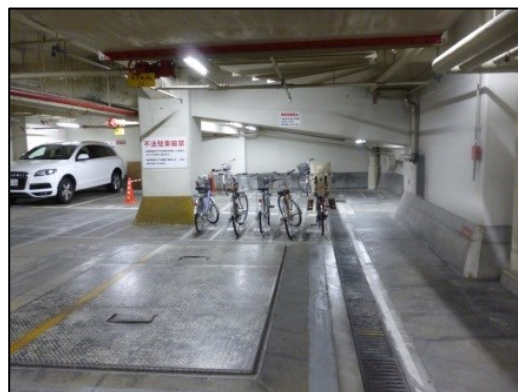
商業施設の駐輪場は、地上階ではなく、当該施設の屋上や地下に付置義務駐輪場が設置されている場合がある。

ただし、地上階に設置された駐輪場に比べ、専用エレベーターを利用しなければならない屋上駐輪場や、スロープなどで出入りをしなければならない地下駐輪場もまた、利便性の点から、利用者に敬遠されがちで、図表 1.22、図表 1.23 ように、条例準拠の付置義務駐輪場が有効に利用されていないケースが見受けられる。

図表 1.22 屋上駐輪場の利用状況



図表 1.23 地下駐輪場の利用状況



課題8：隔地駐輪場は有効に利用されていないのではないか？

本市における現行の条例では、第9条(大規模施設を新設する場合における自転車駐車場の設置)第1項本文に、自転車駐車場は、「施設の敷地内又は当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所」に設置しなければならないと明記されているが、建築制限等、市内中心部での土地開発の制限もあり、新たな駐輪施設を確保できない場合もある。そういった場合の対策として、同条同項ただし書に、「その周辺の土地利用等の状況から当該敷地内及び場所に当該規模の自転車駐車場を設置することが困難であると市長が認めるときは、(～)当該敷地に到達するために歩行する距離がおおむね250メートル以内である場所に、当該規模の自転車駐車場を設置することができる。」としており、そのような、当該施設から離れた場所に設けられた付置義務駐輪場のことを、「隔地駐輪場」と呼んでいる。

しかしながら、利用者側の心理を考慮すると、目的の施設から離れた場所に設置されている駐輪場の利用は敬遠しがちになり、図表 1.24 ように、現行条例に準拠し設置された隔地駐輪場にも関わらず、有効に利用されていない可能性があるのではないかと考えられる。

図表 1.24 隔地駐輪場の利用状況



課題9：利用者の満足度が低いのではないかと？

設置されている設備など、駐輪場を使用する時の使い易さに対する利用者の心理が駐輪場の利用に影響を及ぼすことが考えられる。駐輪場への利用者の満足度が低いため、利用者が少なかったり、利用が敬遠され放置自転車の要因になったりしているのではないかなど、利用者の満足度が、駐輪場が利用されない原因になっているのではないかと考えられる。

以上、課題についてまとめると、図表 1.25 のようになる。

図表 1.25 課題として捉えた項目と内容

項目	内容
大規模施設	利用状況が義務台数と乖離しているのではないか。
複合施設	放置自転車が多いのではないか。
条例適用外施設	放置自転車が多いのではないか。
商店街エリア	利用者が少ないのではないか。
自転車通行規制エリア	利用者が少ないのではないか。
コンビニエンスストア等、駐輪需要が集中する施設	放置自転車が多いのではないか。コンビニエンスストアについては、大型の店舗より小型の店舗の方が放置自転車は多いのではないか。
屋上駐輪場・地下駐輪場	利用者が少ないのではないか。
隔地駐輪場	利用者が少ないのではないか。
使用する時の使い易さ	利用者の満足度が低いのではないか。

これまで、度重なる条例改正及びその運用を継続的に行ってきたが、本市では、周辺環境の変化等によって、新たに「市内駐輪環境における課題」が発生しているのではないかと捉えており、駐輪場の設置を規定する条例の効果的な運用を実現するため、まずは、現時点での市内における駐輪需要及び利用実態の再確認が必要と考え、駐輪施設実態調査及び利用者アンケート調査を実施した。

第2章 駐輪施設実態調査と利用者アンケート調査

第2章 駐輪施設実態調査と利用者アンケート調査

1 実施概要

駐輪施設実態調査及び利用者アンケート調査の実施概要を以下に示す。

(1) 調査目的, 実施期間及び実施内容

図表 2.1 駐輪施設実態調査

項目	内容	
調査目的	駐輪台数やその利用状況, 設備など, 市内各地区における自転車駐輪施設の現状の把握	
実施期間	平成 28 年 6 月 18 日(土)~7 月 2 日(土)	
実施内容・調査方法	対象車種	自転車及び原動機付自転車(50cc 以下。以下, 「原付」という。)
	調査日	平日及び休日(但し, 放置自転車撤去日は除く)
	調査時間	朝(10 時頃), 昼(15 時頃), 晩(19 時頃), 計 3 回調査を実施(但し, 店舗の営業時間内に限る)
	調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺(敷地内, 路上)の駐輪台数調査(自転車, 原付) ・駐輪場が敷設されている場合は, 場内の駐輪台数調査 ・使用した調査票は, 参考資料 3 に掲載
調査方法	調査員の巡回目視による。 併せて, 調査対象とした付置義務駐輪場や集客施設の, 以下に示した施設概要を調査 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地・建物の用途・規模(床面積・目視による概算・等) ・駅からの距離・駐輪場の有無(有る場合は, 駐輪場案内の有無) 	

図表 2.2 利用者アンケート調査

項目	内容	
調査目的	利用者の属性を含め, 駐輪時間や施設利用目的, また, その駐輪施設に対する満足度等, 駐輪施設利用者の実態の把握	
実施期間	平成 28 年 6 月 18 日(土)~7 月 2 日(土)	
実施内容・調査方法	対象車種	付置義務駐輪場の利用者及び集客施設の自転車・原付利用者
	調査日	平日及び休日(但し, 放置自転車撤去日は除く)
	調査時間	朝(10 時頃), 昼(15 時頃), 晩(19 時頃), 計 3 回調査を実施(但し, 店舗の営業時間内に限る)
	調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者属性, 目的地, 駐輪時間, 付置義務駐輪場の満足度・不満の内容, 改善内容等 ・使用した調査票は参考資料 3 に掲載
調査方法	付置義務駐輪場及び集客施設での, 調査員による聞き取り調査	

(2) 調査対象施設

「京都市における付置義務対象となる施設*1」をもとに、住宅地図や現場踏査等により、本市における平成 21 年度条例改正以降の付置義務駐輪場*2や平成 21 年度条例改正以前の集客施設*3を 178 箇所抽出し、調査を実施した。

*1：食料品等小売店舗，食料品を取り扱わない小売店舗，コンビニエンスストア，遊技場，銀行，飲食店，病院等，学習施設，博物館等，スポーツ施設，郵便局，映画館，カラオケボックス，レンタルビデオ店，官公署

*2：平成 21 年度以降に付置義務駐輪場の届出があった施設

*3：平成 21 年度以前の対象用途（食料品等小売店舗，食料品を取り扱わない小売店舗，コンビニエンスストア，遊技場，銀行）以外の施設（飲食店，病院等，学習施設，博物館等，スポーツ施設，郵便局，映画館，カラオケボックス，レンタルビデオ店，官公署）

調査対象施設数（都心区，周辺区）

図表 2.3 地区別調査対象施設数

地区		調査施設数 (箇所)
都心区	上京区	30
	中京区	35
	下京区	30
	小計	95
周辺区	北区	11
	左京区	12
	東山区	10
	山科区	13
	南区	10
	右京区	9
	西京区	9
	伏見区	9
	小計	83
計		178

図表 2.4 施設用途別調査対象施設数

用途	調査施設数 (箇所)
食料品等小売店舗	38
食料品を取り扱わない小売店舗	48
コンビニエンスストア	17
遊技場	10
銀行	6
飲食店	12
病院	16
学習施設	9
博物館等	6
スポーツ施設	2
郵便局	6
カラオケボックス	2
レンタルビデオ店	2
官公署	4
計	178

なお、都心区内の内、市域中心部の特に駐輪需要が高い地域を「都心部」と表記している。都心部の調査施設内訳と位置を次頁に示す。

図表 2.5 地区別調査対象施設数(都心部)

地区		調査施設数 (箇所)
都心部	中京区	16
	下京区	3
計		19

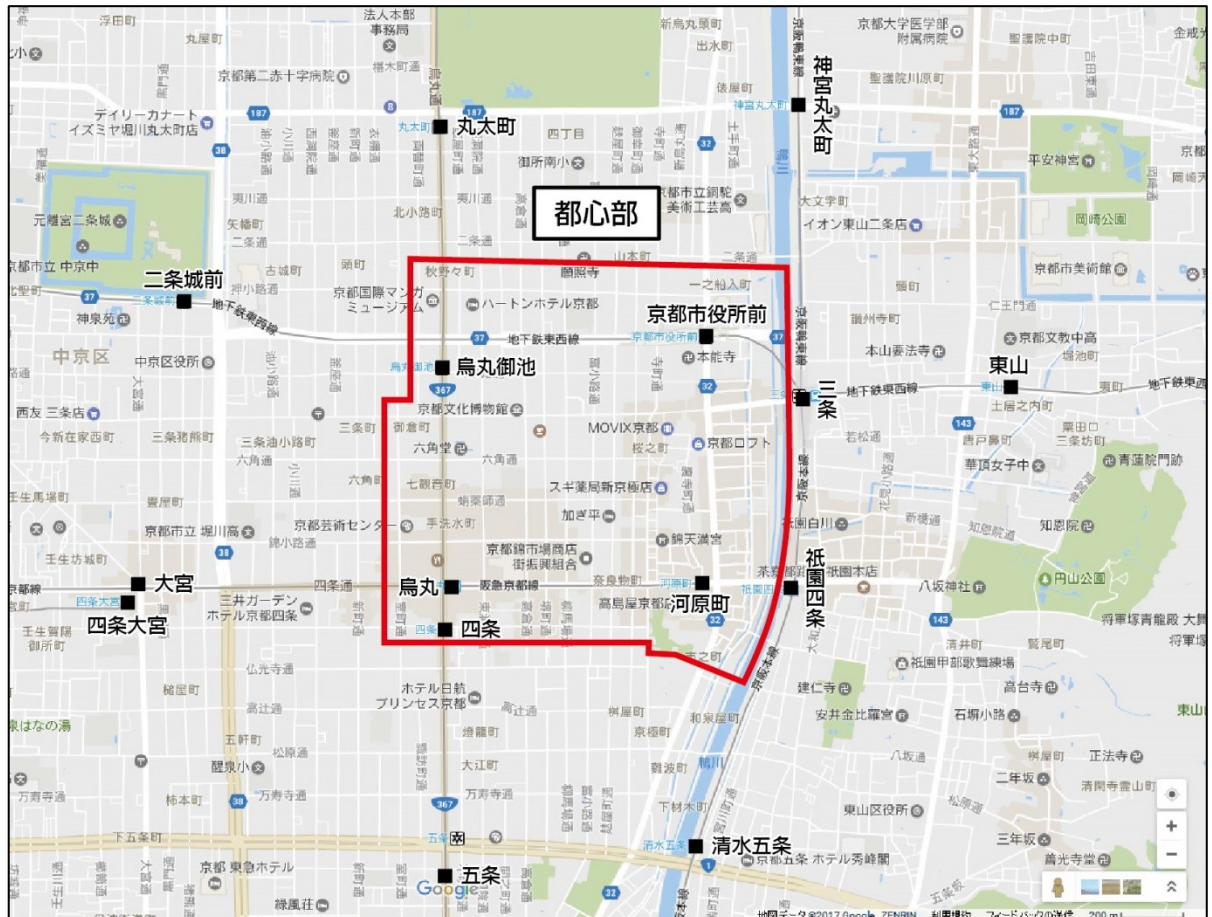
* 都心部の数値は、都心区の内数

図表 2.6 施設用途別調査対象施設数(都心部)

用途	調査施設数 (箇所)
食料品等小売店舗	4
食料品を取り扱わない小売店舗	6
コンビニエンスストア	-
遊技場	-
銀行	-
飲食店	5
病院	1
学習施設	1
博物館等	1
スポーツ施設	-
郵便局	1
カラオケボックス	-
レンタルビデオ店	-
官公署	-
計	19

* 都心部の数値は、都心区の内数

図表 2.7 都心部の位置



なお、今回調査に当たり、現行の条例に沿った駐輪施設の実態を把握するため、前述したように「平成 21 年度条例改正」時点を基準に、調査施設を、平成 21 年度条例以降の付置義務駐輪施設(以下、「条例適用施設」という。)とそれ以外(以下、「条例適用外施設」という。)に分けた。調査箇所全 178 箇所の内訳は、以下のようになっている。

図表 2.8 調査箇所と条例適用施設数・条例適用外施設

【条例適用・条例適用外別調査箇所数】

地区	駐輪場設置箇所			放置台数調査箇所			自転車集中台数調査箇所		
	条例適用施設	条例適用外施設	合計	条例適用施設	条例適用外施設	合計	条例適用施設	条例適用外施設	合計
都心区	33	34	67	43	52	95	43	52	95
周辺区	51	23	74	55	28	83	55	28	83
合計	84	57	141	98	80	178	98	80	178
都心部	6	2	8	13	6	19	13	6	19

* 都心部: 数値は都心区の内数

(3) 利用者アンケート調査対象者

利用者アンケートの回収数は、1,344 件であった。各地区の施設用途別、性別、年齢別の回収数を図表 2.9、図表 2.10 及び図表 2.11 に示す。

図表 2.9 地区別・施設用途別回収数

用途 地区	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計	無回答者数	回収数
	小売店舗(食)	小売店舗(非食)	コンビニエンスストア	遊技場	銀行	飲食店	病院	学習施設	博物館等	スポーツ施設	郵便局	映画館	カラオケボックス	レンタルビデオ店	官公署	その他			
上京区	78	17	17	35	37	3	12	1	7	0	6	0	0	0	4	2	219	0	219
中京区	108	20	43	23	0	3	8	0	18	8	6	0	1	0	5	1	244	0	244
下京区	95	33	20	10	2	18	3	3	0	1	6	0	0	21	6	8	226	0	226
北区	64	21	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0	87
左京区	60	10	7	0	0	4	5	0	0	0	0	0	10	0	0	0	96	0	96
東山区	14	0	17	13	1	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	72
山科区	34	29	17	12	0	1	25	15	0	0	0	0	0	0	0	3	136	1	137
南区	45	15	4	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0	74
右京区	8	30	2	12	0	7	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	68	0	68
西京区	30	17	5	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	1	60
伏見区	11	41	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	61	0	61
合計	547	233	132	107	45	60	69	19	25	18	18	0	11	29	15	14	1,342	2	1,344

* 小売店舗(食): 食料品等小売店舗

* 小売店舗(非食): 食料品を取り扱わない小売店舗

図表 2.10 地区別・性別回収数

区	男性	女性	計	無回答者数	回収数
上京区	103	116	219	0	219
中京区	103	139	242	2	244
下京区	86	140	226	0	226
北区	23	64	87	0	87
左京区	38	58	96	0	96
東山区	32	40	72	0	72
山科区	72	65	137	0	137
南区	19	55	74	0	74
右京区	41	27	68	0	68
西京区	15	45	60	0	60
伏見区	25	36	61	0	61
合計	557	785	1,342	2	1,344

図表 2.11 地区別・年齢別回収数

区	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計	無回答者数	回収数
上京区	5	31	45	36	35	40	27	219	0	219
中京区	17	58	45	44	27	29	24	244	0	244
下京区	6	54	45	41	30	35	15	226	0	226
北区	3	10	11	14	20	21	8	87	0	87
左京区	5	25	12	15	11	18	10	96	0	96
東山区	6	22	10	10	11	11	2	72	0	72
山科区	16	20	32	12	20	27	10	137	0	137
南区	5	8	13	12	12	16	8	74	0	74
右京区	1	22	14	16	5	8	2	68	0	68
西京区	1	5	10	11	11	14	7	59	1	60
伏見区	2	15	15	11	11	5	2	61	0	61
合計	67	270	252	222	193	224	115	1,343	1	1,344

2 調査結果概要

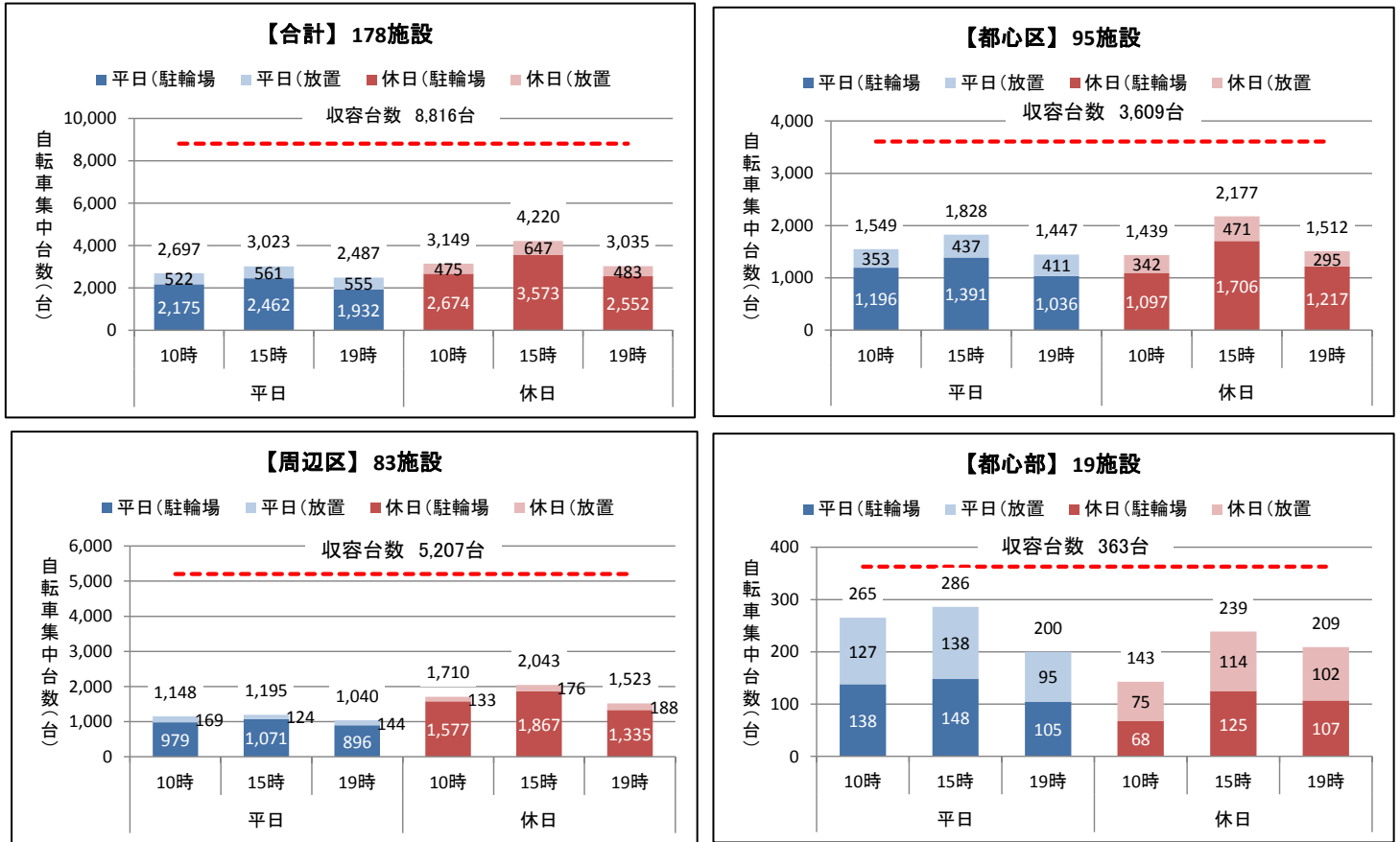
以下、調査を行った駐輪施設実態調査及び利用者アンケート調査の結果概要を示す。なお、詳細な駐輪施設実態調査及び利用者アンケート調査結果は、別冊の資料編に掲載する。

(1) 駐輪施設実態調査結果概要

調査した全 178 箇所について、都心区、周辺区及び都心部(都心区の内数)のそれぞれの駐輪集中台数(=駐輪台数+放置台数)を集計すると、図表 2.12 のようになった。

調査対象全 178 箇所について、現在の駐輪場で駐輪可能な収容台数の総数は 8,816 台であった。市域全体で見た場合、自転車の利用が多く駐輪需要が最も高かった「休日 15 時」の時間帯で放置自転車も含め駐輪される自転車総数は 4,220 台であり、収容台数総数を超えていなかった。同じく、都心区・周辺区・都心部においても収容台数を超える駐輪需要は見られなかったが、都心部については 80%近い数字になっていた。

図表 2.12 地区別駐輪集中台数（調査対象 全 178 箇所）



* 自転車集中台数(=駐輪場駐輪台数+放置台数)

本調査研究報告書内に掲載するグラフの凡例は次のとおりである。

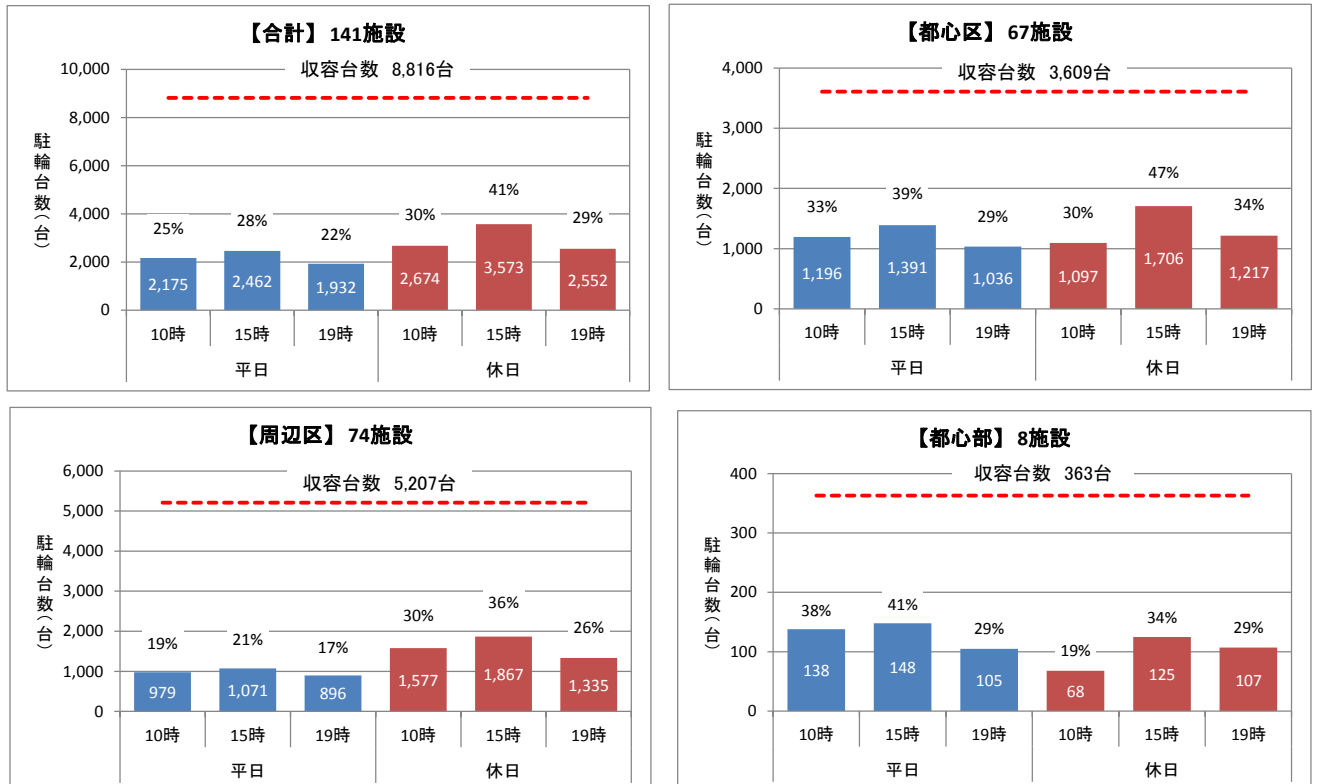
- 平日(駐輪場) : 平日における、施設の駐輪場内の自転車台数
- 平日(放置) : 平日における、施設の敷地内及び周辺道路上の自転車台数
- 休日(駐輪場) : 休日における、施設の駐輪場内の自転車台数
- 休日(放置) : 休日における、施設の敷地内及び周辺道路上の自転車台数
- 平日(道路) : 平日における、周辺道路上の放置自転車台数
- 平日(敷地) : 平日における、施設の敷地内の放置自転車台数
- 休日(道路) : 休日における、周辺道路上の放置自転車台数
- 休日(敷地) : 休日における、施設の敷地内の放置自転車台数
- 10時 : 10時頃の時間帯での数値
- 15時 : 15時頃の時間帯での数値
- 19時 : 19時頃の時間帯での数値

ア 地区別駐輪場駐輪台数

駐輪施設全 141 施設について、都心区、周辺区及び都心部(都心区の内数)のそれぞれの駐輪台数を集計すると、図表 2.13 のようになった。

駐輪されている台数総数も、合計として全体をみた場合、収容可能な台数総数を超えている状況は無かった。同様に、都心区・周辺区・都心部でも収容可能な総数を超えることは無かった。

図表 2.13 地区別駐輪台数 (調査対象施設 全 141 施設)



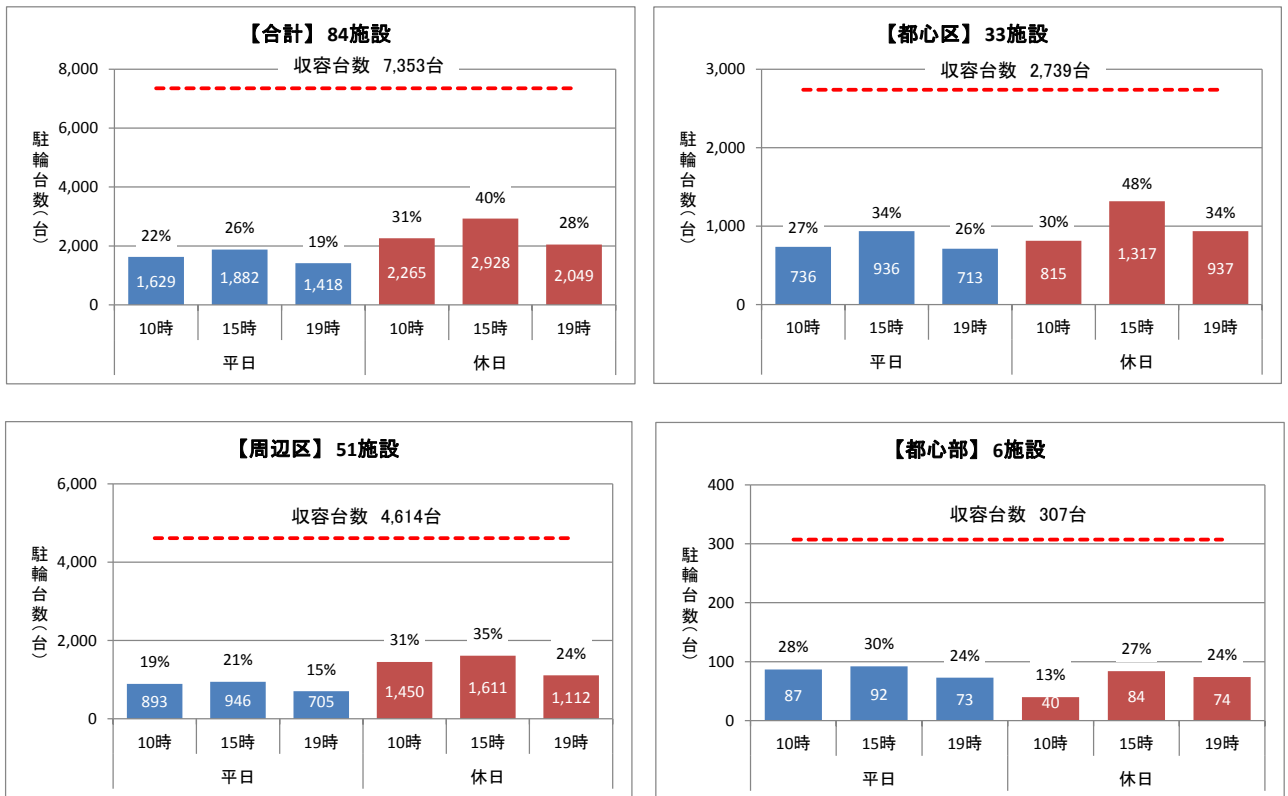
* %は駐輪率 (=駐輪台数÷収容台数)

(数値は都心区の内数)

また、駐輪場が設置されている施設のうち、条例適用施設及び条例適用外施設の駐輪台数は、それぞれ図表 2.14 及び図表 2.15 のとおりであった。

条例適用施設と条例適用外施設でそれぞれ集計しても、全体としてみるならば収容台数を超える駐輪台数にならなかったが、都心部の条例適用外施設は収容台数と同程度になっている時間帯(平日 15時)があった。

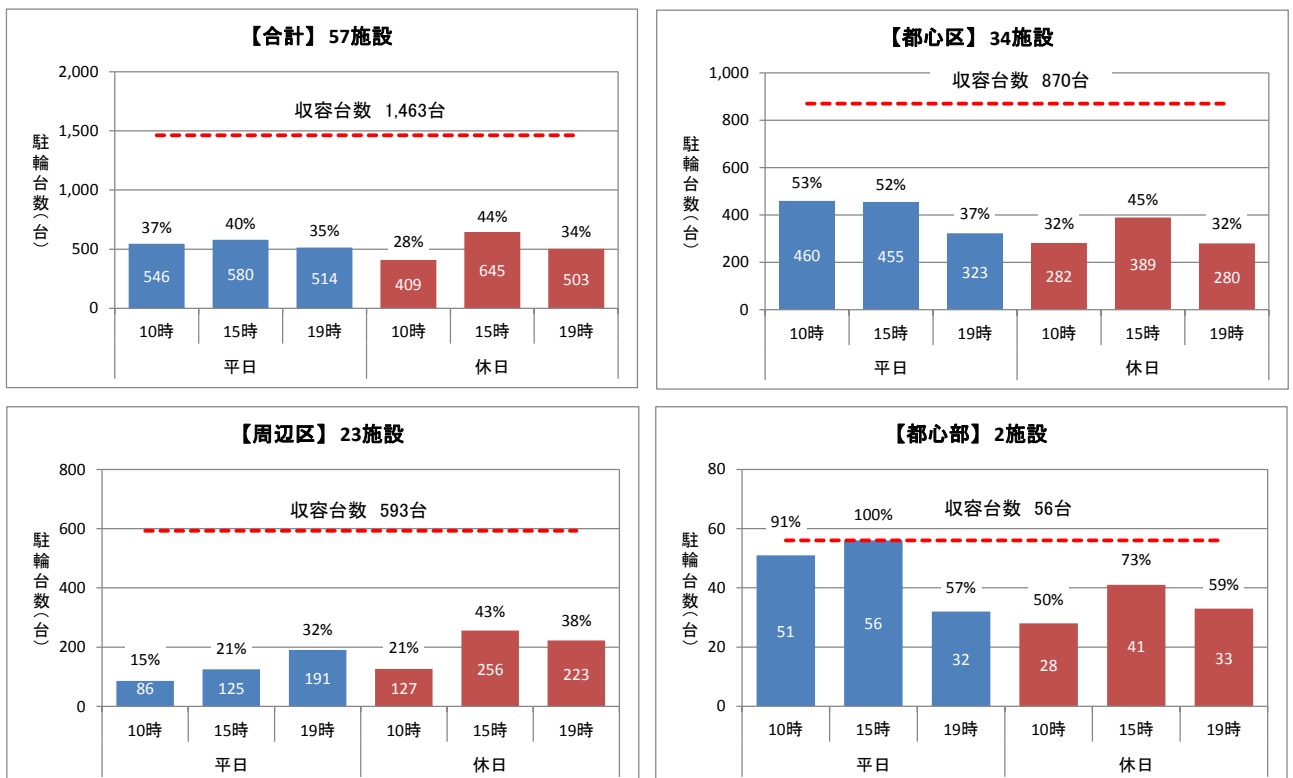
図表 2.14 地区別駐輪台数(条例適用施設 84 施設)



* %は駐輪率 (=駐輪台数÷収容台数)

(数値は都心区の内数)

図表 2.15 地区別駐輪台数 (条例適用外施設 57 施設)



* %は駐輪率 (=駐輪台数÷収容台数)

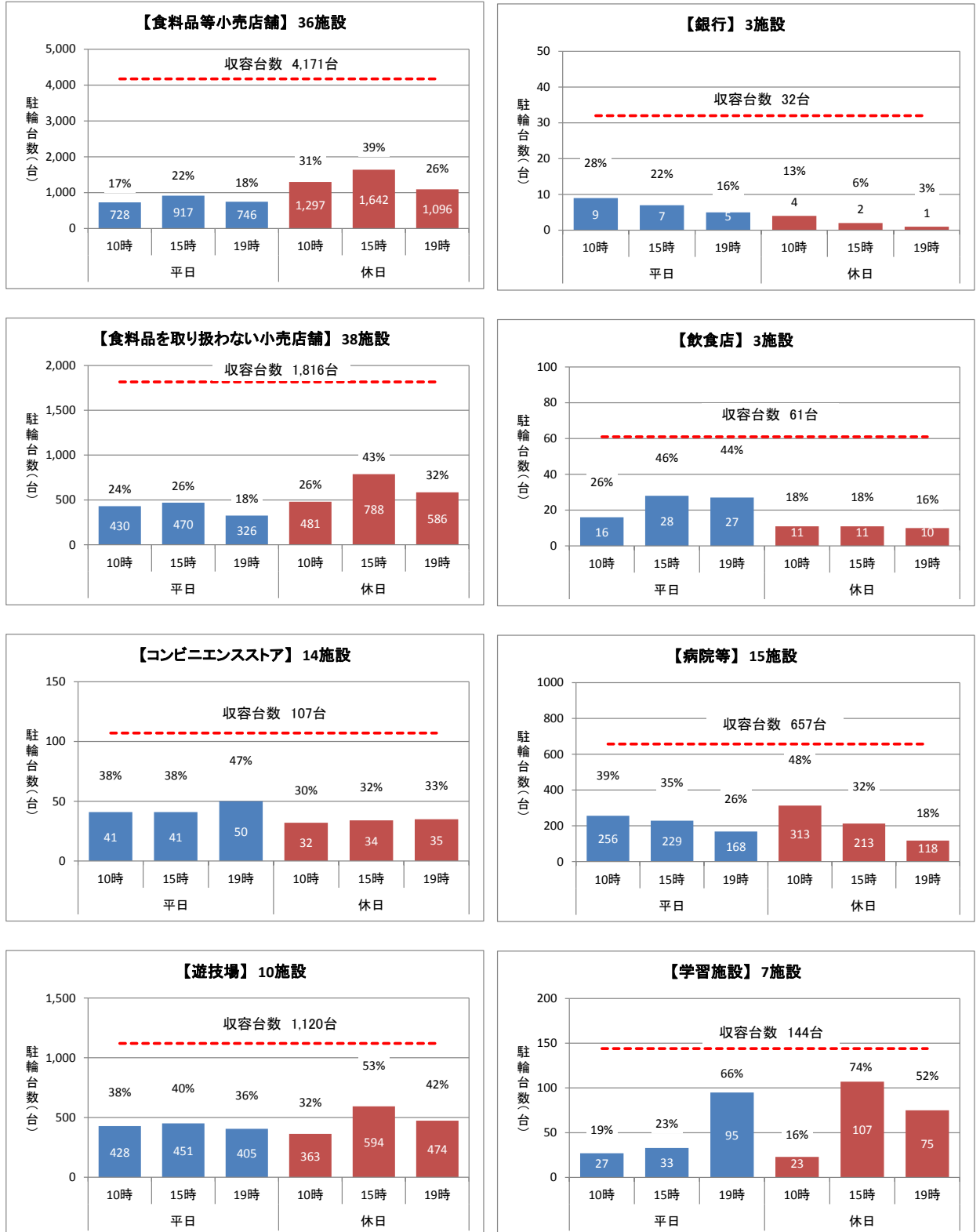
(数値は都心区の内数)

イ 施設用途別駐輪場駐輪台数

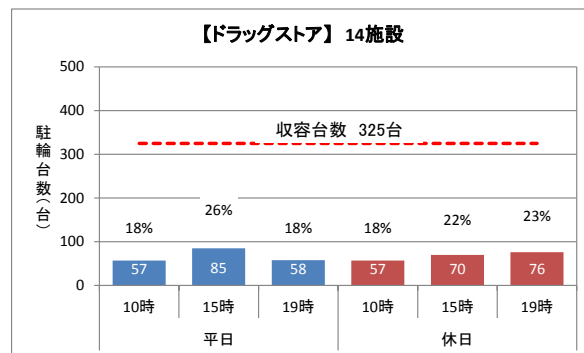
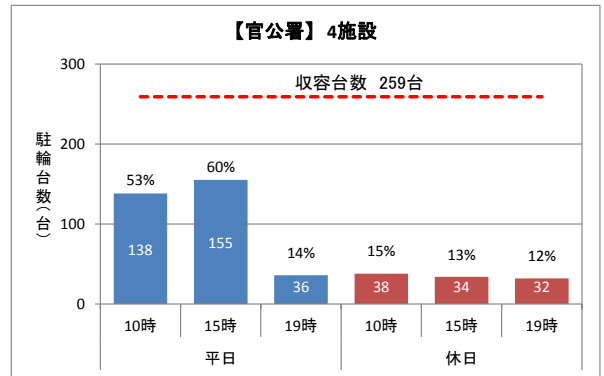
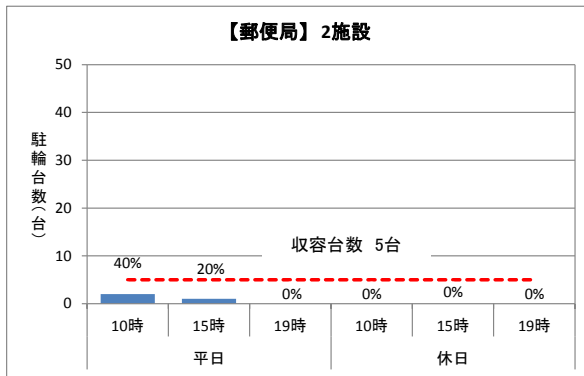
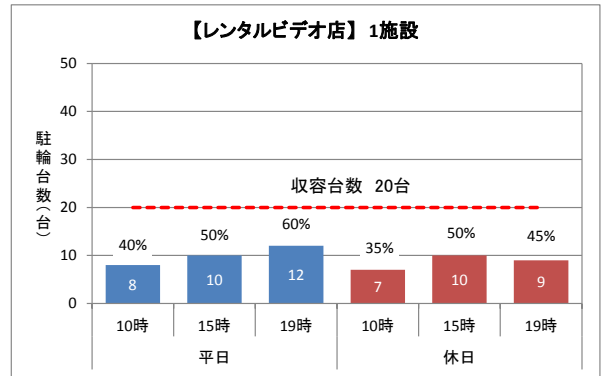
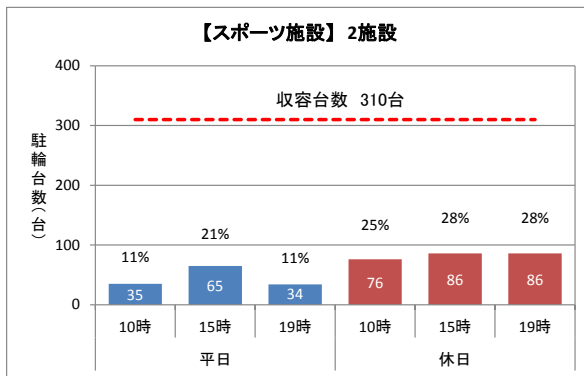
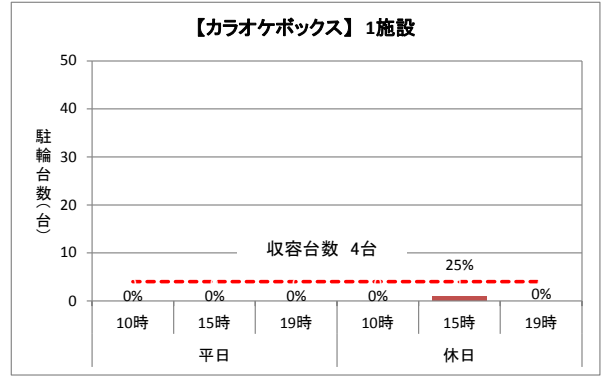
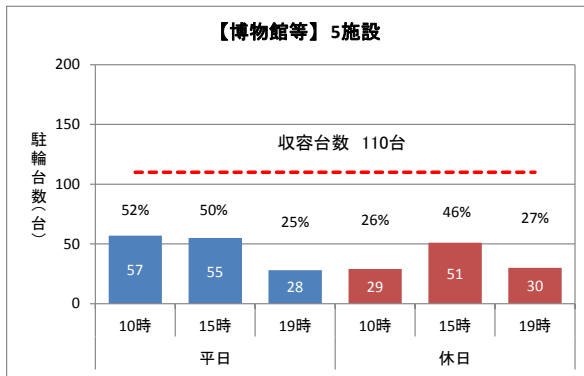
駐輪施設全 141 施設の用途別の駐輪台数を集計すると、図表 2.16 のようになった。

用途ごとのそれぞれの結果は、施設用途別に全体でみるならば駐輪台数が収容台数を超えていなかった。

図表 2.16 施設用途別駐輪台数(調査対象施設 全 141 施設)



図表 2.16(続き) 施設用途別駐輪台数(調査対象施設 全 141 施設)



*%は駐輪率 (= 駐輪台数 ÷ 収容台数)

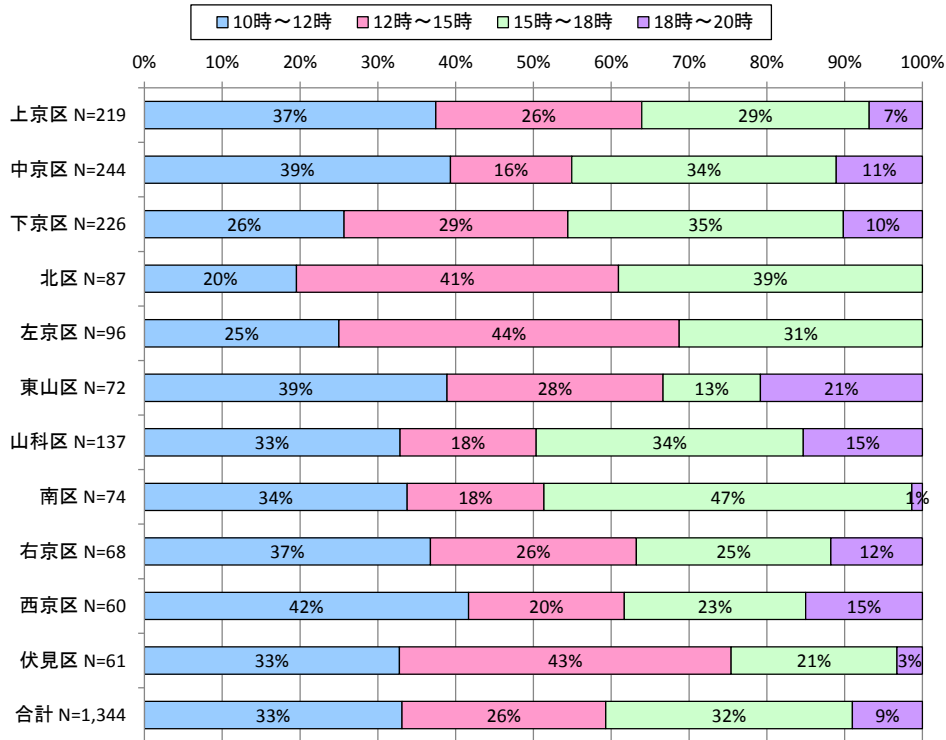
* 「ドラッグストア」の数値は「食料品を取り扱わない小売店舗」の内数

以上、ア 地区別駐輪場駐輪台数・イ 用途別駐輪場駐輪台数ともに、実際には個別施設の差異はあると考えるが、全体としてみたとするならば、現時点では地区別・用途別でも駐輪台数が収容台数を超える状況でなかった。

(2) 利用者アンケート調査結果概要

調査実施時間は、区(調査対象施設が位置する区)によって多少のばらつきはあるが、すべての時間帯で利用者のアンケートを収集することができた。

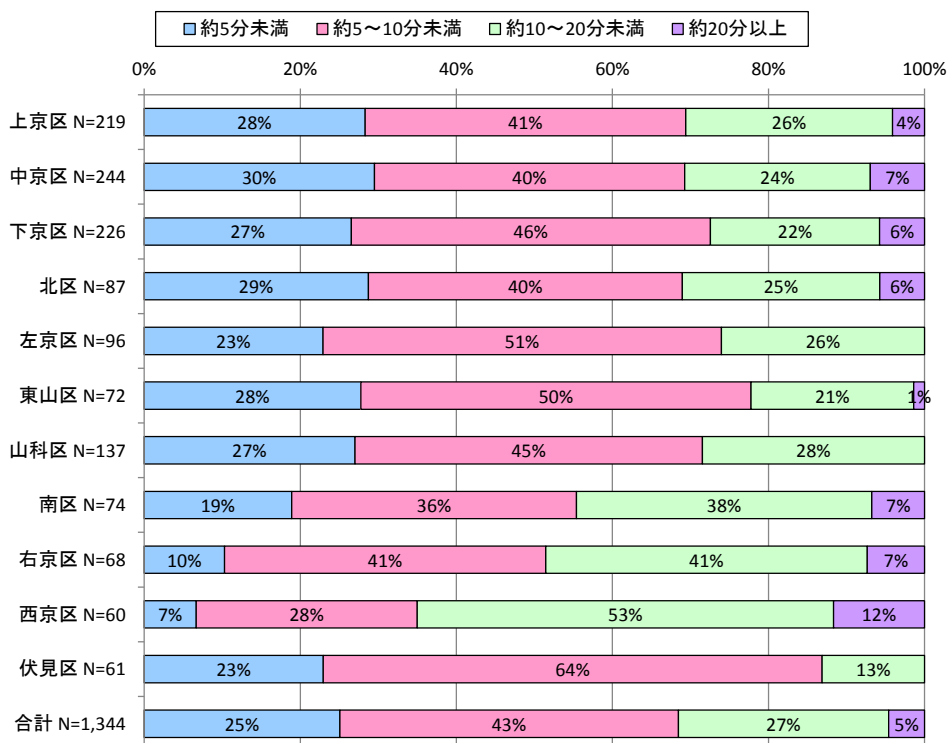
図表 2.17 区別調査時間



ア 利用者が駐輪場までに要した時間(地区別)

利用者が駐輪施設に到達するまでに要した時間は、概ね「10分未満」であった。

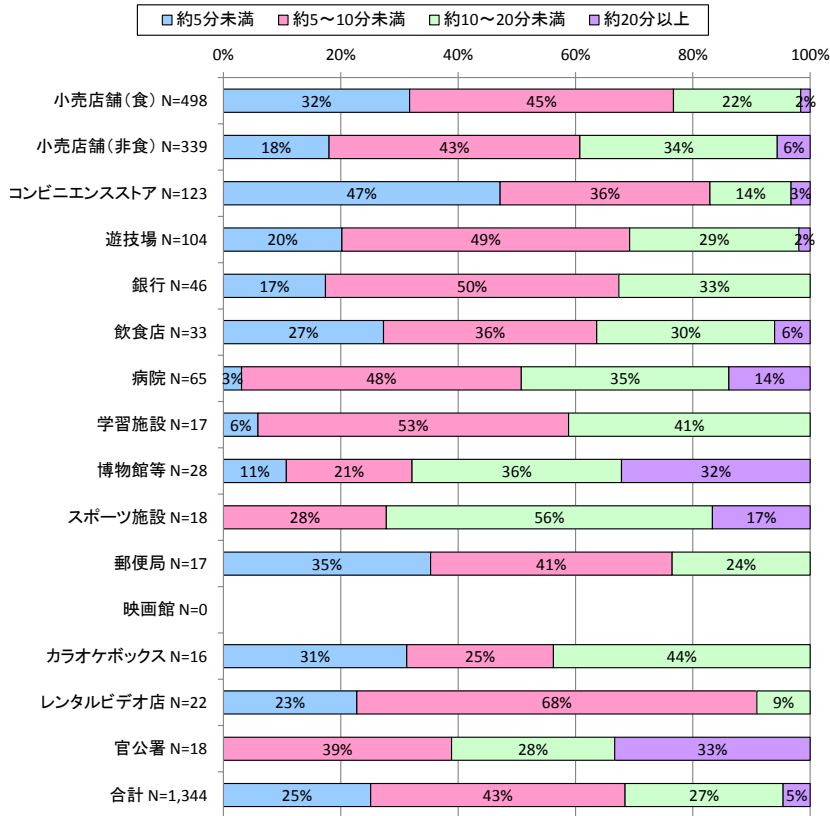
図表 2.18 区別所要時間



イ 利用者が駐輪場までに要した時間(用途別)

目的施設の用途別にみると、コンビニエンスストアでは「5分未満」で駐輪場まで来ている利用者が多く、博物館等や官公署では「20分以上」を要して駐輪場まで来ている利用者が多い。

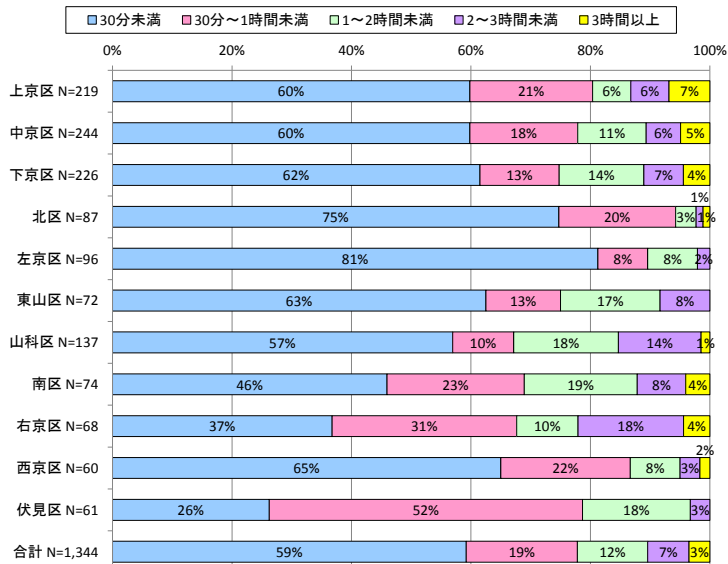
図表 2.19 用途別所要時間



ウ 利用者が自転車を停めた時間(地区別)

駐輪場に自転車を停めた駐輪時間を地区別にみると、都心区では「30分未満」が60%であるのに比べ、周辺区では「30分未満」が右京区の37%や伏見区の26%のように少ないところがあった。

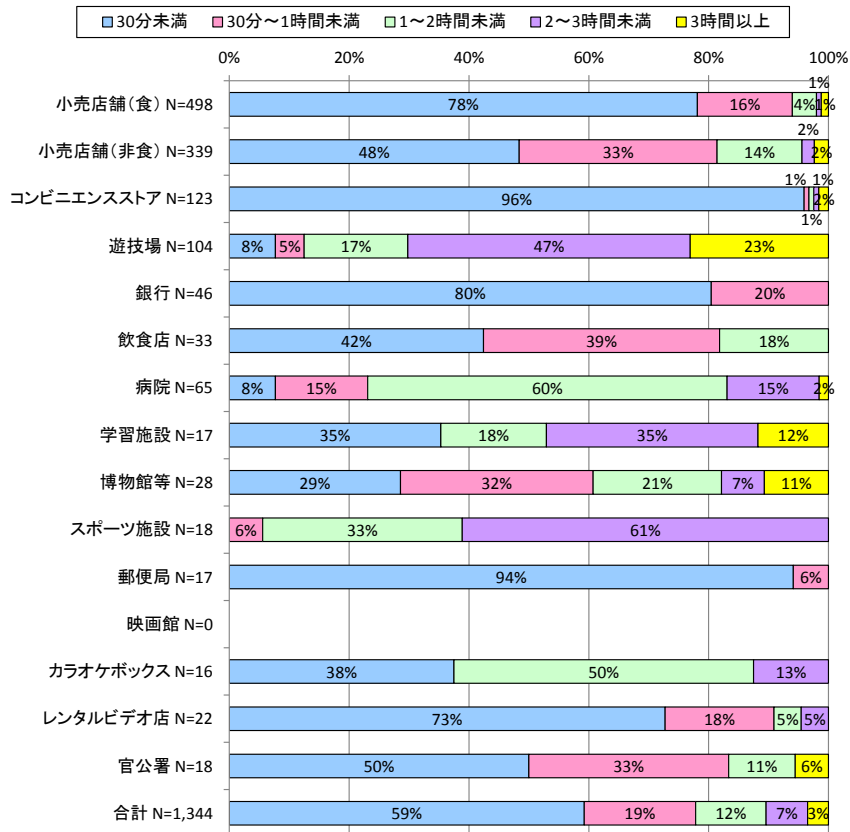
図表 2.20 地区別駐輪時間



エ 利用者が自転車を停めた時間(用途別)

目的施設の用途別での駐輪時間は、コンビニエンスストアや郵便局では「30分未満」が90%以上を占めるが、遊技場や学習施設、スポーツ施設では「2～3時間」駐輪する利用者が多いという結果であった。

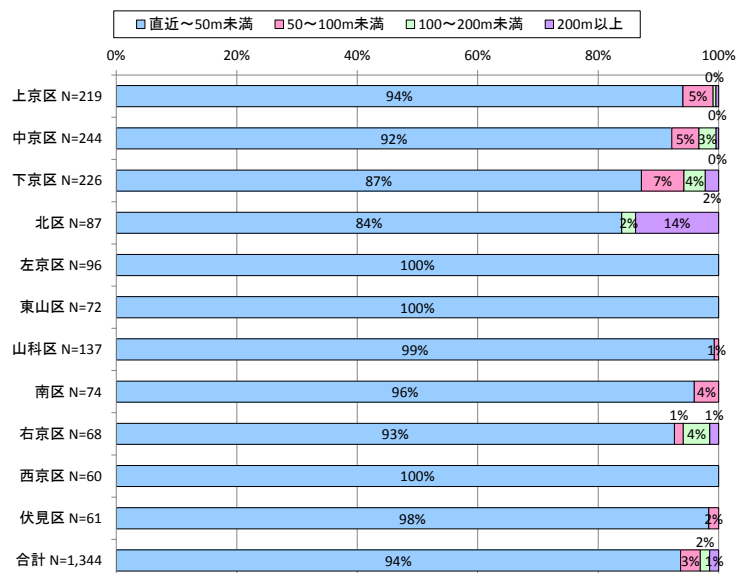
図表 2.21 用途別駐輪時間



オ 利用した駐輪場と目的施設までの距離

自転車を停めた場所から目的施設までの距離は、全体で見ると「直近～50m未満」が各地区とも80%から90%以上であった。

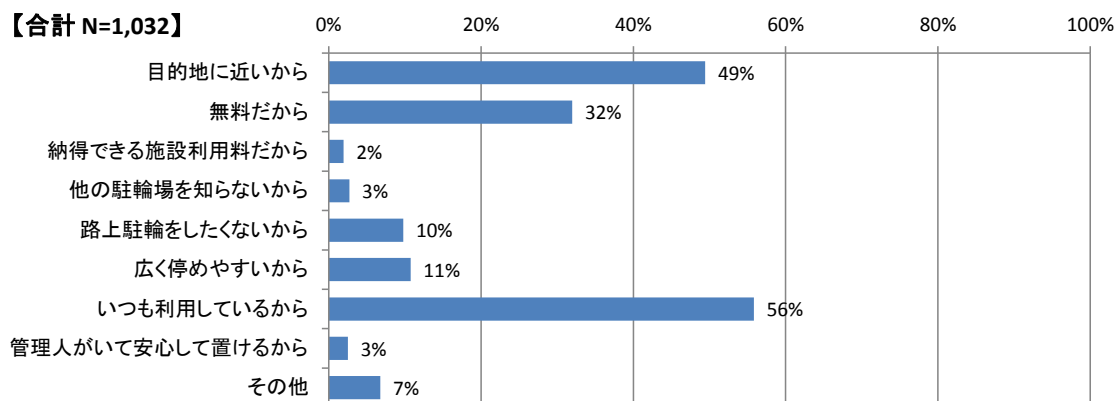
図表 2.22 目的地までの距離



カ 駐輪場を利用した理由

駐輪場を利用した理由としては、「いつも利用しているから」が56%と最も多く、次いで、「目的地に近いから」が49%であった。

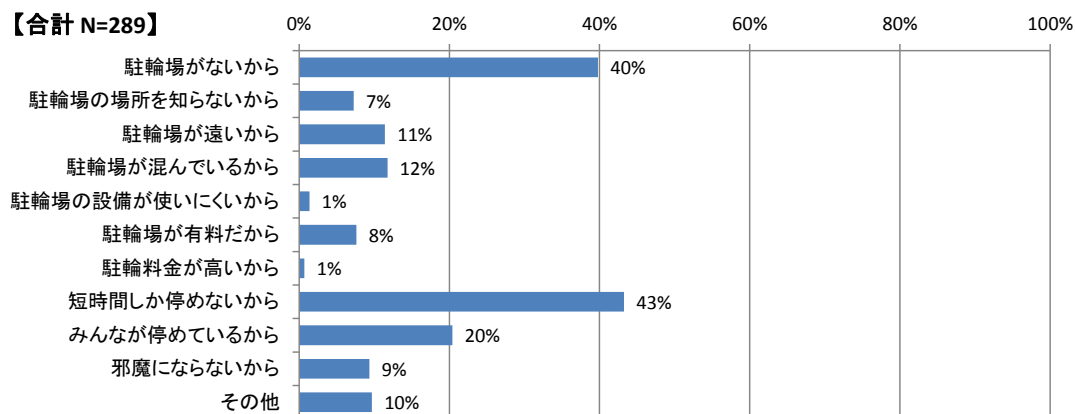
図表 2.23 駐輪場を利用した理由（複数回答可）



キ 駐輪場を利用しなかった理由

駐輪場以外に停めている理由としては、「短時間しか停めないから」が43%と最も多く、次いで、「駐輪場がないから」が40%であった。

図表 2.24 駐輪場以外に停めている理由（複数回答可）



3 課題に対する調査結果

図表 1.25 に以下のような課題を挙げた。

図表 1.25 課題として捉えた項目と内容(再掲)

項目	内容
大規模施設	利用状況が義務台数と乖離しているのではないか。
複合施設	放置自転車が多いのではないか。
条例適用外施設	放置自転車が多いのではないか。
商店街エリア	利用者が少ないのではないか。
自転車通行規制エリア	利用者が少ないのではないか。
コンビニエンスストア等, 駐輪需要が集中する施設	放置自転車が多いのではないか。コンビニエンスストアについては, 大型の店舗より小型の店舗の方が放置自転車は多いのではないか。
屋上駐輪場・地下駐輪場	利用者が少ないのではないか。
隔地駐輪場	利用者が少ないのではないか。
使用する時の使い易さ	利用者の満足度が低いのではないか。

以下, 各項目に対する調査結果を記載する。

(1) 大規模施設

課題 1：大規模施設の付置義務駐輪場は有効に利用されていないのではないか？

調査した施設面積 5,000m² 以上の大規模施設 (5 施設) における駐輪台数の状況を図表 2.25、駐輪場の状況を図表 2.26 に示す。

また、施設面積が 1,000m² までの施設 (107 施設) 及び 1,000～5,000m² の施設 (28 施設) の駐輪状況を、それぞれ図表 2.27、図表 2.28 に示す。

なお、各大規模施設の駐輪実態は図表 2.29 のとおりであった。

5,000m² 以上の大規模施設の場合、収容台数に対する駐輪率が 50% を超える時間帯が 2 施設の調査の中で認められたが、それ以外の施設や時間帯では駐輪率が 20% 程度またはそれを下回る時間帯が全 5 施設の総調査回数 30 回中 22 回あった。(総調査回数=5 施設×3 回/日×2 日)

施設面積が 1,000m² までの施設では、全体としてみれば駐輪率が 30% から 40% であり、施設面積が 1,000～5,000m² の施設では、全体としてみれば駐輪率は 16% から 40%、「平日」での駐輪率は 16% から 23% であった。

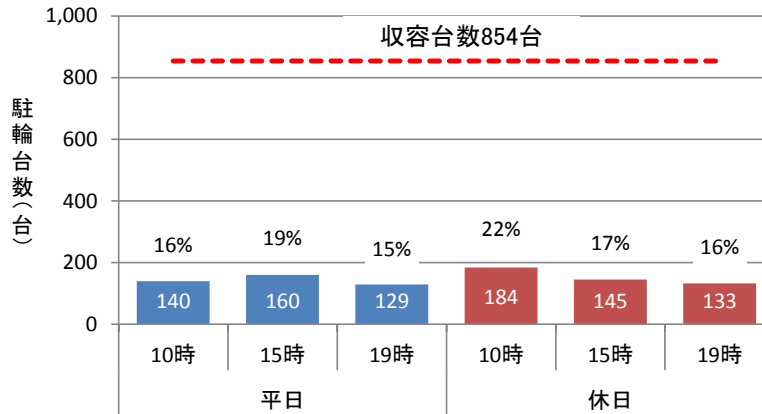
また、各時間帯での駐輪率を調査施設全体でみると、施設面積が「1,000m² 未満」「1,000～5,000m²」「5,000m² 以上」と施設面積が大きくなるにつれて、駐輪率が低くなっている。

したがって、大規模施設については、「条例で課せられている義務台数に対して、実際の駐輪率は低く、利用実態が義務台数と乖離している」「その傾向は、施設面積が大きくなるに従い強くなっている」という結果になった。

これらの結果をまとめると、以下のようになる。

- ・施設面積 5,000m² 以上の施設について、駐輪率が 50% を超える時間帯が 2 施設で認められたが、それ以外では駐輪率が 20% 程度またはそれを下回る時間帯が 7 割以上あった。
- ・施設面積 1,000m² までの 107 箇所を全体でみれば、駐輪率が 30% から 40% であった。
- ・施設面積 1,000m² から 5,000m² までの 28 箇所を全体でみれば、駐輪率は 16% から 40% であった。
- ・現行条例での義務台数に対して、実際の駐輪率は低い施設があり、施設面積が大きくなるに従い、その傾向はより大きかった。

図表 2.25 大規模施設(施設面積 5,000 m²以上)での駐輪台数
【5,000m²～】5施設

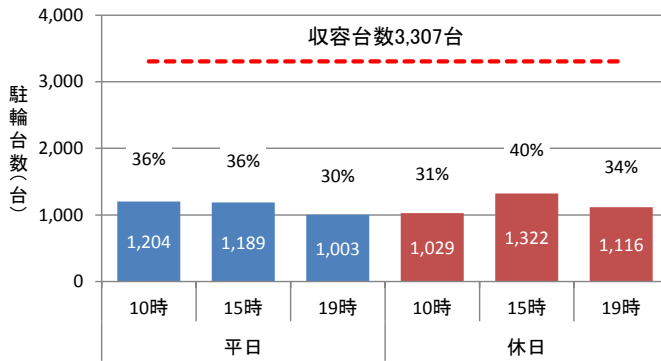


* %は駐輪率 (= 駐輪台数 ÷ 収容台数)

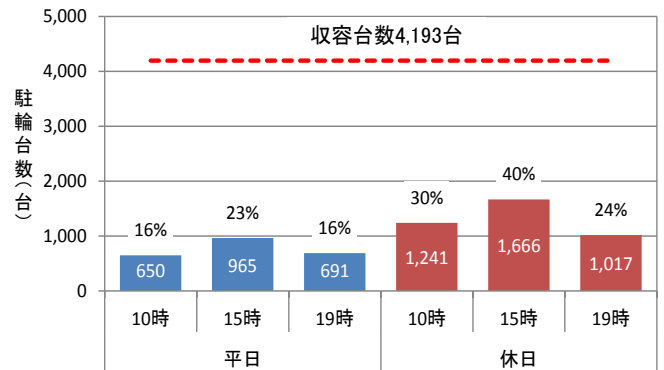
図表 2.26 大規模施設(施設面積 5,000 m²以上)の駐輪場状況



図表 2.27 大規模施設
(施設面積 ~1,000 m²)の駐輪台数
【~1,000m²】107施設



図表 2.28 大規模施設
(施設面積 1,000 m² ~5,000 m²)の駐輪台数
【1,000m²～5,000m²】28施設



図表 2.29 大規模施設の駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設面積 (㎡)	駐輪場収容台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数					
						10時		15時		19時		10時		15時		19時	
						駐輪場	放置台数	駐輪場	放置台数	駐輪場	放置台数	駐輪場	放置台数	駐輪場	放置台数	駐輪場	放置台数
						駐輪率	道路、敷地	駐輪率	道路、敷地	駐輪率	道路、敷地	駐輪率	道路、敷地	駐輪率	道路、敷地	駐輪率	道路、敷地
伏見区	57	食料品を取り扱わない小売店舗	家電量販店	5,003	233	22	0	28	0	20	0	35	0	47	0	42	0
南区	51	食料品等小売店舗	スーパー	5,290	289	48	0	61	0	86	0	91	0	68	0	52	0
上京区	27	博物館等	博物館	5,400	30	18	0	10	0	5	0	7	0	4	0	2	0
中京区	43	官公署	役場	7,000	70	38	0	41	0	3	0	3	0	4	0	2	0
右京区	55	スポーツ施設	体育館	7,646	232	14	0	20	0	15	0	48	0	22	0	35	0
計				30,339	854	140	0	160	0	129	0	184	0	162	0	148	0

* 駐輪率 (= 駐輪台数 ÷ 収容台数)

* 計 (自転車集中台数 = 駐輪場駐輪台数 + 放置台数)

(2) 複合施設

課題2：複合施設で放置自転車が発生しているのではないか？

複合施設 6 施設をまとめると、駐輪状況は図表 2.30 となった。

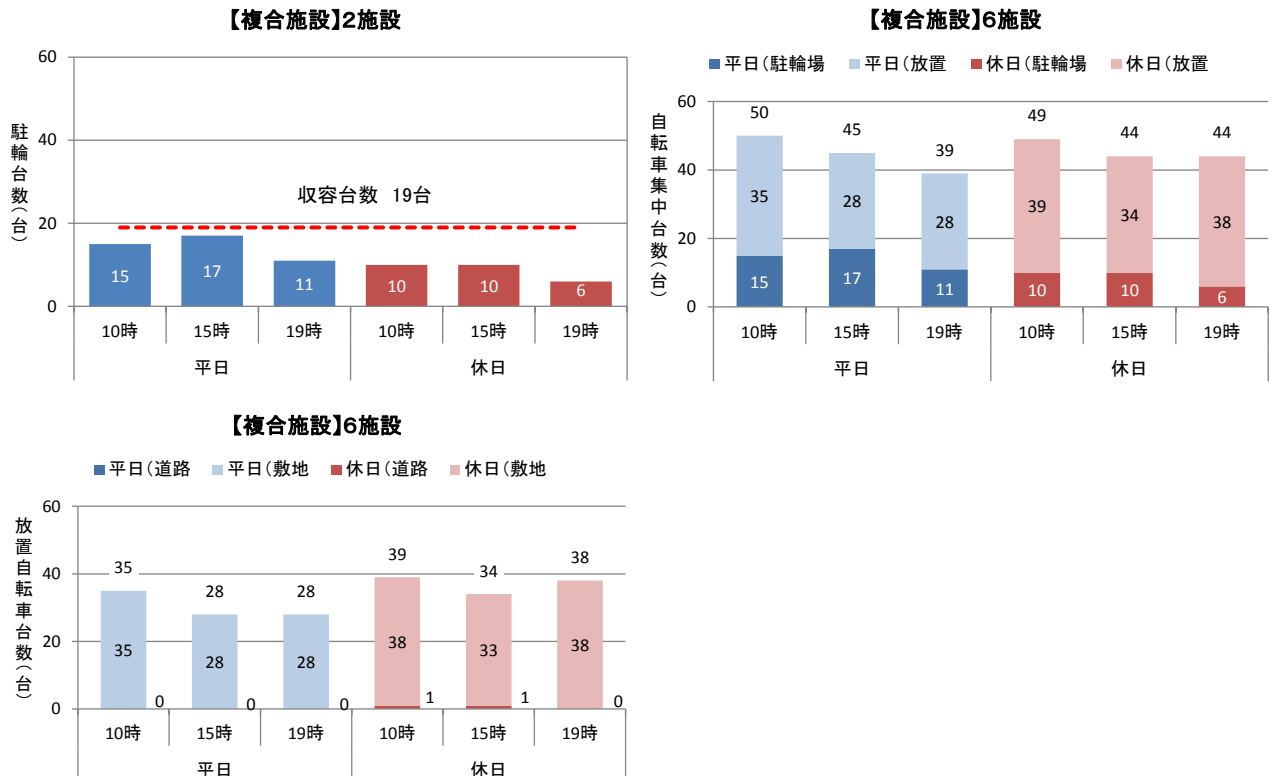
また、各複合施設の駐輪実態は図表 2.31 のとおりであった。

平日・休日及び時間帯に関わらず、放置自転車が認められた。平均すると 1 施設当たり 4～5 台であり、道路上での放置自転車は 6 施設各 6 回の調査時間帯の中で 2 つの時間帯で各 1 台見られたが、それ以外の複合施設の放置自転車は、道路上で歩行者等の通行を阻害するようなものではない、施設内に放置されているものであった。

これらの結果をまとめると、以下のようになる。

- ・今回調査した複合施設（6施設）全体でみると、平日・休日、時間帯を問わず、敷地内での放置自転車があった。
- ・道路上の放置自転車があったのは、休日の 10 時の時間帯と休日の 15 時の時間帯でそれぞれ 1 台あったが、それ以外の放置自転車は敷地内の放置であった。

図表 2.30 複合施設 6 施設 駐輪台数、自転車集中台数、放置自転車台数



図表 2.31 複合施設の駐輪実態

地区	施設 No	複合施設種類	主な用途	施設面積 (㎡)	駐輪場 収容 台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数																		
						10時		15時		19時		10時		15時		19時														
						駐輪場 台数	駐輪率 %	放置台数 台数	放置台数 台数	計 台数	駐輪率 %	放置台数 台数	放置台数 台数	計 台数	駐輪率 %	放置台数 台数	放置台数 台数	計 台数	駐輪率 %	放置台数 台数	放置台数 台数	計 台数								
右京区	6	住居+コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	120	5	1	20%	0	1	2	3	60%	0	1	4	2	40%	0	2	2	1	20%	0	0	1					
左京区	58	住居+コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	167	0	0	-	0	7	7	0	-	0	6	6	0	-	0	11	0	0	-	0	7	0	9				
西京区	6	住居+コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	100	0	0	-	0	6	6	0	-	0	3	3	0	-	0	2	2	0	-	0	3	0	2				
小計				387	5	1	20%	0	14	15	3	60%	0	10	13	2	40%	0	8	10	1	20%	0	15	16	12				
中京区	64	住居+飲食小売店舗	飲食店	10	14	14	100%	0	0	14	14	100%	0	0	14	9	64%	0	2	11	9	64%	0	4	13	9				
中京区	62	住居+飲食小売店舗	飲食店	12	0	0	-	0	10	10	0	-	0	9	9	0	-	0	10	10	0	-	1	12	13	0	16			
中京区	63	住居+飲食小売店舗	飲食店	12	0	0	-	0	11	11	0	-	0	9	9	0	-	0	8	8	0	-	0	7	7	0	7			
小計				34	14	14	100%	0	21	35	14	100%	0	18	32	9	64%	0	20	29	9	64%	1	23	33	5	36%	0	27	32
合計				421	19	15	79%	0	35	50	17	89%	0	28	45	11	58%	0	28	39	10	53%	1	38	49	6	32%	0	38	44

* 駐輪率(=駐輪台数÷収容台数)

* 計(自転車集中台数=駐輪場駐輪台数+放置台数)

(3) 条例適用外施設

課題3：条例適用外施設に放置自転車が発生しているのではないか？

当初、「条例適用外施設では駐輪場が整備されている箇所は少なく、放置自転車が多くみられる」ことを想定していたが、今回調査した条例適用外施設 80 施設のうち、既に 70%以上の施設で駐輪場が設置されていた。駐輪場が設置されていた施設での状況を図表 2.32 と図表 2.33 に、駐輪場未設置の施設の様子を図表 2.34 に示す。

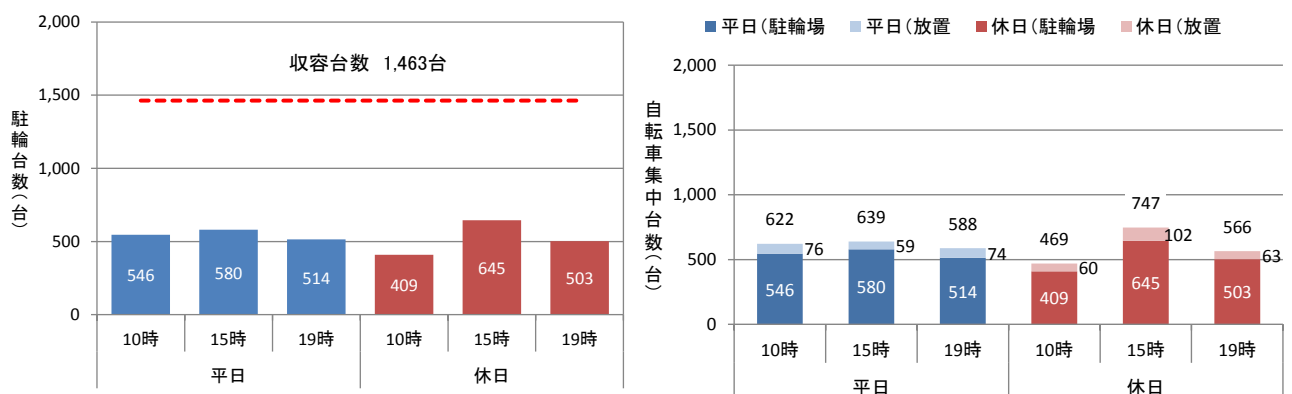
なお、「条例適用外施設（駐輪場設置済）」の施設ごとの駐輪実態を図表 2.35、「条例適用外施設（駐輪場未設置）」の施設ごとの駐輪実態は図表 2.36 のとおりであった。

駐輪場が設置されている条例適用外施設全体でみると、放置自転車の台数は、1 施設当たりで換算すると 1 台程度、また、駐輪率は全体で最も多い時間帯（休日 15 時）で 44%であり、条例による強制がなくても、各施設側が主体的に駐輪スペースを確保している実態が分かった。駐輪場が設置されていなかった施設全体でみると、放置台数は 1 施設当たりで換算すると 3 台から 5 台であった。

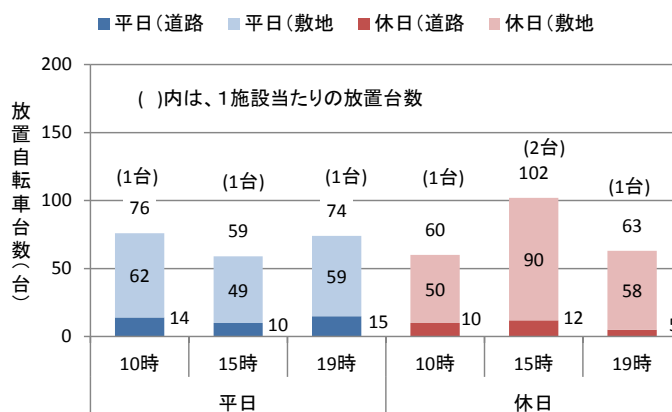
これらの結果をまとめると、以下ようになる。

- ・ 条例適用外施設においても、約 70%の施設が駐輪場をすでに設置していた。
- ・ 「駐輪場設置済」の施設全体の放置台数は、平日・休日、時間帯に関わらず、1 施設当たり 1 台程度であった。
- ・ 「駐輪場未設置」の施設全体の放置台数は、1 施設当たり 3 台から 5 台だった。
- ・ 「駐輪場設置済」の施設全体では、駐輪率は最も多い時間帯で 44%であった。

図表 2.32 条例適用外施設（駐輪場設置済）57 施設 駐輪台数、自転車集中台数、放置自転車台数



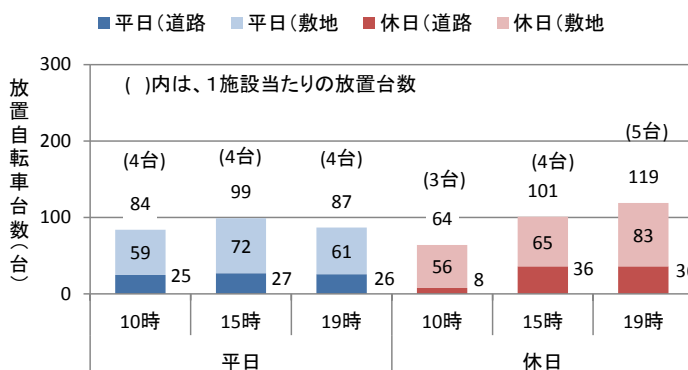
図表 2.32(つづき) 条例適用外施設(駐輪場設置済)57 施設 駐輪台数, 自転車集中台数, 放置自転車台数



図表 2.33 条例適用外施設(駐輪場設置済)駐輪場状況



図表 2.34 条例適用外施設(駐輪場未設置)23 施設 放置自転車台数



* 駐輪場が設置されていないため、放置台数 = 自転車集中台数となる。

図表 2.35 条例適用外施設(駐輪場設置済)の駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設面積 (㎡)	駐輪場収容台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数														
						10時		15時		19時		10時		15時		19時										
						駐輪場	放置台数 道路 敷地	駐輪場	放置台数 道路 敷地	駐輪場	放置台数 道路 敷地	駐輪場	放置台数 道路 敷地	駐輪場	放置台数 道路 敷地	駐輪場	放置台数 道路 敷地									
下京区	16	飲食店	飲食店	120	7	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	1	1	2	29%	0	1	3	
中京区	64	飲食店	アソシエーション(商店複合)	10	14	14	100%	0	0	14	9	64%	0	4	13	8	57%	0	4	12	5	36%	0	4	9	
右京区	12	飲食店	新司屋	600	40	2	5%	0	2	14	18	45%	0	0	2	3	8%	0	0	3	3	8%	0	0	3	
伏見区	60	学習施設	学習塾	80	6	1	17%	0	1	1	17%	0	0	1	1	17%	0	0	0	0	1	17%	0	0	1	
西京区	15	学習施設	専門学校	164	8	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	1	0	0%	0	0	0	
山科区	61	学習施設	学習塾	280	12	0	0%	0	0	0	10	83%	0	0	0	10	100%	0	0	12	12	100%	0	0	12	
下京区	22	学習施設	専門学校	900	16	7	44%	0	7	5	31%	0	0	3	18	113%	0	0	18	17	106%	0	0	17	3	
山科区	60	学習施設	学習塾	1,300	20	1	5%	0	1	1	19	95%	0	0	19	0	0%	0	0	11	14	70%	0	0	14	
左京区	60	学習施設	学習塾	360	62	0	0%	0	0	6	10%	0	1	7	51	82%	0	0	4	66	106%	0	0	66	45	
山科区	25	加オホボックス	加オホボックス	15	4	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	1	25%	0	0	1	0	
中京区	43	官公署	役場	7,000	70	38	54%	0	0	38	41	59%	0	0	41	3	4%	0	3	4	6%	0	0	4	2	
下京区	43	官公署	役場	500	109	80	73%	0	0	80	73	67%	0	0	73	30	28%	0	30	23	21%	0	0	23	27	
東山区	9	銀行	銀行	300	5	2	40%	0	2	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	
上京区	15	銀行	銀行	80	7	2	29%	0	2	1	14%	0	0	1	0	0%	0	0	2	2	29%	0	0	2	0	
南区	10	銀行	信用金庫	400	20	5	25%	0	5	6	30%	0	0	6	5	25%	0	5	2	0	0%	0	0	2	1	
上京区	7	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	93	5	0	0%	0	0	2	40%	0	0	2	4	80%	1	0	5	1	20%	0	0	1	0	
上京区	9	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	160	5	3	60%	0	3	4	80%	1	0	5	3	60%	1	0	4	0	0%	1	1	2	0	
中京区	7	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	100	5	2	40%	2	4	4	80%	2	0	6	5	100%	2	0	7	4	80%	0	0	4	2	
下京区	8	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	100	5	1	20%	0	3	4	1	20%	0	2	3	60%	0	2	5	3	60%	0	0	3	0	
南区	5	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	150	5	0	0%	0	1	1	0	0%	0	0	0	0%	0	2	2	0	0%	0	1	1	20%	
右京区	6	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	120	5	1	20%	0	1	2	3	60%	0	1	4	2	40%	0	2	1	2	40%	0	0	2	1
山科区	6	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	120	6	1	17%	0	1	1	17%	0	0	1	0	0%	0	0	1	0	0%	0	0	0	0	
下京区	9	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	110	7	2	29%	0	2	4	2	29%	0	1	3	43%	0	2	5	2	29%	0	2	4	2	
下京区	7	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	100	8	0	0%	0	1	1	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	
上京区	8	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	64	10	8	80%	0	8	7	70%	0	0	7	12	120%	0	0	12	8	80%	0	0	8	7	
中京区	8	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	100	10	8	80%	0	8	6	60%	0	0	6	4	40%	0	0	4	2	20%	0	0	2	5	
東山区	5	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	70	10	3	30%	0	1	4	1	10%	0	0	1	10%	0	0	1	2	20%	0	0	2	5	
中京区	9	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	160	20	8	40%	0	1	9	8	40%	0	0	8	10	50%	0	0	7	35%	0	0	7	35%	

図表 2.35(つづき) 条例適用外施設(駐輪場設置済)の駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設面積 (㎡)	駐輪場収容台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数						
						10時		15時		19時		10時		15時		19時		
						駐輪場	計	駐輪場	計	駐輪場	計	駐輪場	計	駐輪場	計	駐輪場	計	
						駐輪率	放置台数	駐輪率	放置台数	駐輪率	放置台数	駐輪率	放置台数	駐輪率	放置台数	駐輪率	放置台数	
						道	敷地	道	敷地	道	敷地	道	敷地	道	敷地	道	敷地	
上京区	25	博物館等	博物館	327	3	33%	0	2	67%	0	0	0	0	0	0	0	0	
上京区	26	博物館等	美術館	500	5	0%	0	1	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	
上京区	27	博物館等	博物館	5,400	30	60%	0	18	10	33%	0	0	5	7	4	13%	0	0
下京区	26	博物館等	博物館	2,000	30	3%	0	1	1	3%	0	0	0	3	14	47%	0	0
中京区	26	博物館等	博物館	1,500	42	88%	0	37	42	100%	2	0	23	19	33	79%	0	17
下京区	21	病院	病院	200	10	60%	0	6	2	20%	0	0	2	3	3	30%	0	0
東山区	13	病院	病院	400	10	90%	0	9	5	50%	0	0	5	4	2	20%	0	0
上京区	20	病院	病院	2,100	17	24%	0	4	10	59%	0	0	1	16	11	65%	0	0
上京区	19	病院	病院	3,500	30	60%	0	18	21	70%	0	0	8	19	15	50%	0	11
上京区	31	郵便局	郵便局	50	2	50%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0	0
上京区	33	郵便局	郵便局	93	3	33%	0	1	1	33%	1	0	2	0	0	0%	0	0
下京区	10	遊技場	ハチンコ店	400	30	37%	0	15	26	16	53%	0	12	28	14	47%	0	12
下京区	11	遊技場	ハチンコ店	250	35	26%	0	9	13	37%	0	0	14	6	17%	3	0	22
中京区	11	遊技場	ハチンコ店	280	70	44%	1	32	30	43%	0	0	24	23	33%	0	0	39
上京区	10	遊技場	ハチンコ店	400	80	24%	0	7	26	35	44%	0	15	50	40	50%	0	25
中京区	10	遊技場	ハチンコ店	850	130	66%	0	86	75	58%	0	0	69	41	32%	0	0	101
東山区	7	遊技場	ハチンコ店	600	150	9%	0	13	10	7%	0	0	19	31	21%	0	0	33
伏見区	27	レジャー	レジャー	400	20	40%	0	8	10	50%	0	0	12	7	35%	0	0	10
上京区	4	食料品を取り扱わない小売店舗	ドラッグストア	300	5	20%	0	4	0	0%	2	0	2	5	100%	4	0	1
山科区	3	食料品を取り扱わない小売店舗	ドラッグストア	497	80	16%	2	15	22	28%	2	0	24	16	20%	3	0	19
山科区	4	食料品を取り扱わない小売店舗	書店	280	8	38%	0	3	3	38%	0	0	3	4	50%	0	0	4
南区	3	食料品を取り扱わない小売店舗	眼鏡店	200	10	20%	0	2	4	40%	0	0	2	2	20%	0	0	3
西京区	4	食料品を取り扱わない小売店舗	ドラッグストア	215	12	0%	0	0	3	25%	0	0	1	3	25%	0	0	3
右京区	3	食料品を取り扱わない小売店舗	家電量販店	3,000	20	25%	0	5	11	55%	0	0	5	11	55%	0	0	11
上京区	1	食料品等小売店舗	スーパー	225	10	70%	0	7	2	20%	0	0	3	3	30%	0	0	2
東山区	1	食料品等小売店舗	スーパー	400	20	20%	0	4	2	10%	0	0	3	4	20%	0	0	9
下京区	2	食料品等小売店舗	スーパー	300	20	150%	4	34	20	100%	0	0	23	19	95%	2	0	14
下京区	1	食料品等小売店舗	スーパー	1,000	20	30%	0	35	7	35%	0	15	22	7	35%	0	15	34
右京区	1	食料品等小売店舗	スーパー	800	60	22%	0	14	22	37%	0	0	18	21	35%	0	0	21
計					1,463	37%	14	62	580	40%	10	49	639	514	35%	15	59	588

* 駐輪率(=駐輪台数÷収容台数)

* 計(自転車集中台数=駐輪場駐輪台数+放置台数)

図表 2.36 条例適用外施設(駐輪場未設置)の駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設 面積 (㎡)	駐輪場 収容 台数	平日 駐輪台数			休日 駐輪台数																		
						10時		15時		10時		15時		19時													
						駐輪場 敷地	放置台数 道路	計	駐輪場 敷地	放置台数 道路	計	駐輪場 敷地	放置台数 道路	計	駐輪場 敷地	放置台数 道路	計										
下京区	3	食料店等 小売店舗	スーパー	300	0	0	4	4	0	0	3	3	0	0	5	5	0	0	8	8	0	0	13	13			
下京区	4	食料品を取り扱わな い小売店舗	家電量販店	2,250	0	0	2	2	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	2	2			
下京区	5	食料品を取り扱わな い小売店舗	ドラッグストア	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
東山区	6	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	70	0	0	5	5	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	4	4			
西京区	6	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	100	0	0	6	6	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	4	4	0	0	3	3			
上京区	13	銀行	銀行	150	0	0	6	6	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	0	0	1	1	0	0			
上京区	14	銀行	銀行	100	0	0	7	7	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
下京区	13	銀行	銀行	60	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
上京区	16	飲食店	飲食店	40	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
上京区	17	飲食店	飲食店	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
中京区	62	飲食店	マンヨウ (商店複合)	12	0	0	10	10	0	0	9	9	0	0	10	10	0	0	1	12	13	0	0	16	16		
中京区	63	飲食店	マンヨウ (商店複合)	12	0	0	11	11	0	0	9	9	0	0	8	8	0	0	7	7	0	0	7	7			
下京区	17	飲食店	飲食店	200	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	1	1			
東山区	11	飲食店	ファーストフード 店	100	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	2	2	0	3	0	0	6	6			
東山区	12	飲食店	飲食店	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
下京区	19	病院	病院	230	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
上京区	22	学習施設	専門学校	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
上京区	32	郵便局	郵便局	15	0	0	3	3	0	0	4	4	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1			
中京区	31	郵便局	郵便局	300	0	0	1	17	18	0	2	28	30	0	1	22	23	0	1	15	16	0	3	27	30		
下京区	31	郵便局	郵便局	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
下京区	33	郵便局	郵便局	50	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
左京区	25	カラオケボックス	カラオケボックス	300	0	0	2	2	0	0	8	12	0	0	7	7	24	0	3	3	0	0	28	3	25		
下京区	40	レンタルビデオ	レンタルビデオ	600	0	0	5	5	0	0	10	10	0	0	2	8	10	0	6	6	0	0	10	9	9		
計					0	0	25	59	84	0	27	99	0	26	61	87	0	8	56	64	0	36	101	0	36	83	119

* 駐輪率 (= 駐輪台数 ÷ 収容台数)

* 計 (自駐車集中台数 = 駐輪場駐輪台数 + 放置台数)

(4) 商店街エリア

課題4：商店街エリアでの駐輪場が有効に利用されていないのではないか？

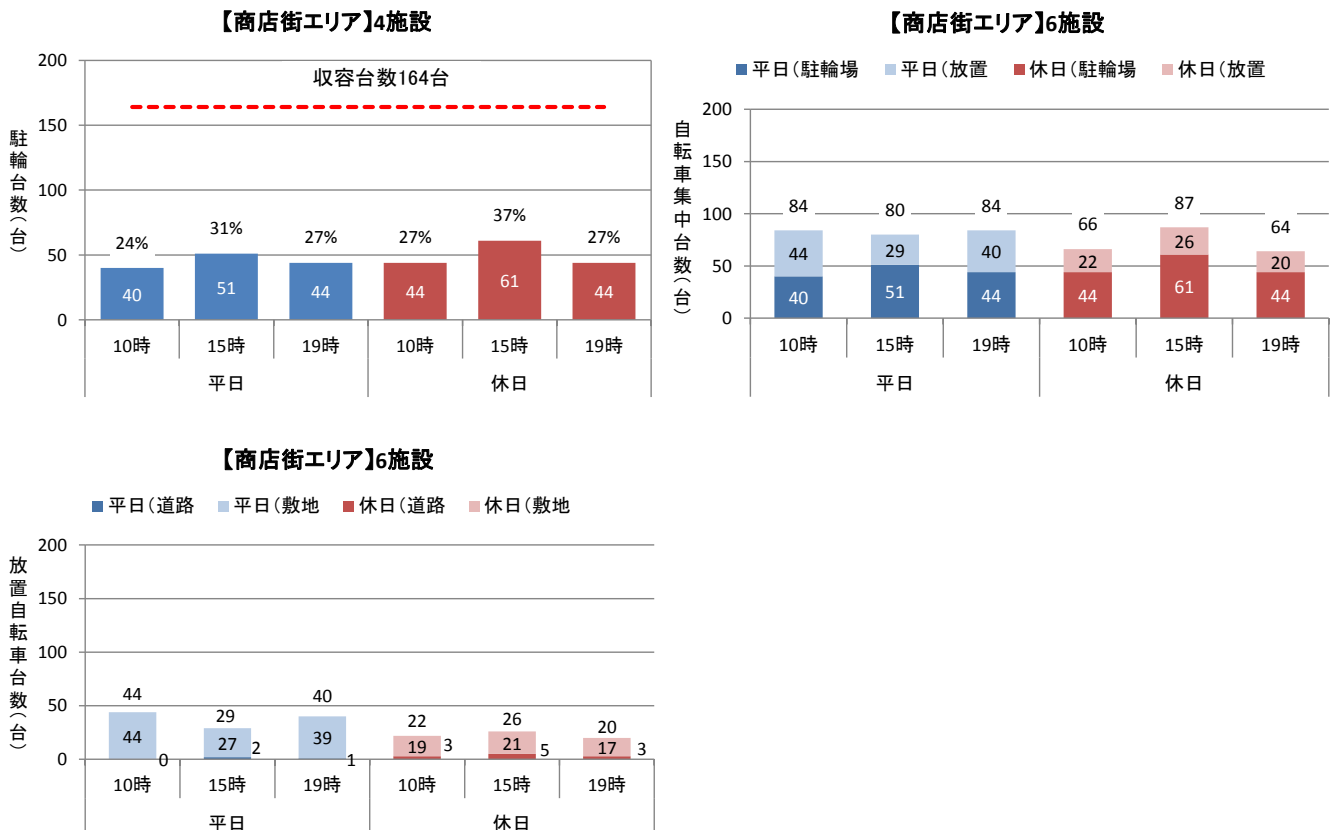
四条河原町・京都駅周辺商店街の6施設の駐輪状況を図表 2.37 に、各施設の駐輪実態は図表 2.39 に示す。

収容台数に対する駐輪率を駐輪施設のあった4施設全体で見ると24%から37%であった。また、駐輪率が50%以上となる時間帯がある施設は5施設あり、商店街エリアでも全区の駐輪率と同程度の駐輪需要があることが分かる。収容台数を超えるような駐輪需要ではなかったが、今回調査した施設において、図表 2.38 の状況のように施設の敷地内放置はみられた。

これらの結果をまとめると、以下のようになる。

- ・商店街エリアでの駐輪率は24%から37%であり、50%以上になる時間帯のある施設は5施設あった。
- ・商店街エリア内において、放置自転車は見られたが、5台以下であり、放置自転車の多くは、敷地内が多く、迷惑となる道路上の放置は少ない。

図表 2.37 商店街エリア 6施設 駐輪台数, 自転車集中台数, 放置自転車台数



図表 2.38 商店街エリア内施設の放置自転車状況



図表 2.39 商店街エリアの駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設面積 (㎡)	駐輪場収容台数	平日 駐輪台数																										
						10時			15時			19時			10時			15時			19時											
						駐輪場	駐輪率	計	駐輪場	駐輪率	計	駐輪場	駐輪率	計	駐輪場	駐輪率	計	駐輪場	駐輪率	計	駐輪場	駐輪率	計									
						駐輪場	放上台数	道路	敷地	計	駐輪場	放上台数	道路	敷地	計	駐輪場	放上台数	道路	敷地	計	駐輪場	放上台数	道路	敷地	計							
下京区	1	食料品等小売店舗	スーパー	1,000	20	6	30%	0	29	35	7	35%	0	15	22	7	35%	0	27	34	19	95%	0	15	34	35	11	55%	0	13	24	
下京区	10	遊技場	パチンコ店	4,00	30	11	37%	0	15	26	16	53%	0	12	28	14	47%	0	10	24	10	33%	0	0	10	13	12	40%	0	0	12	
下京区	11	遊技場	パチンコ店	2,50	35	9	26%	0	0	9	13	37%	0	0	13	14	40%	0	0	14	6	17%	3	0	9	18	14	40%	3	0	17	
中央区	50	食料品を取り扱いがない小売店舗	自転車販売店	8,30	5	0	0%	0	0	0	1	20%	0	0	1	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	5	2	40%	0	0	2
中央区	64	飲食店	マンション(商店複合)	10	14	14	100%	0	0	14	14	100%	0	0	14	9	64%	0	2	11	9	64%	0	4	13	8	5	36%	0	4	9	
中央区	52	食料品を取り扱いがない小売店舗	衣料品店	2,525	60	0	0%	0	0	0	0	0%	2	0	2	0	0%	1	0	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0
計					164	40	24%	0	44	84	51	31%	2	27	80	44	27%	1	39	84	44	27%	3	19	66	61	44	27%	3	17	64	

* 駐輪率(=駐輪台数÷収容台数)

* 計(自転車集中台数=駐輪場駐輪台数+放上台数)

(5) 自転車通行規制エリア

課題5：自転車通行規制エリアでの駐輪場が有効に利用されていないのではないか？

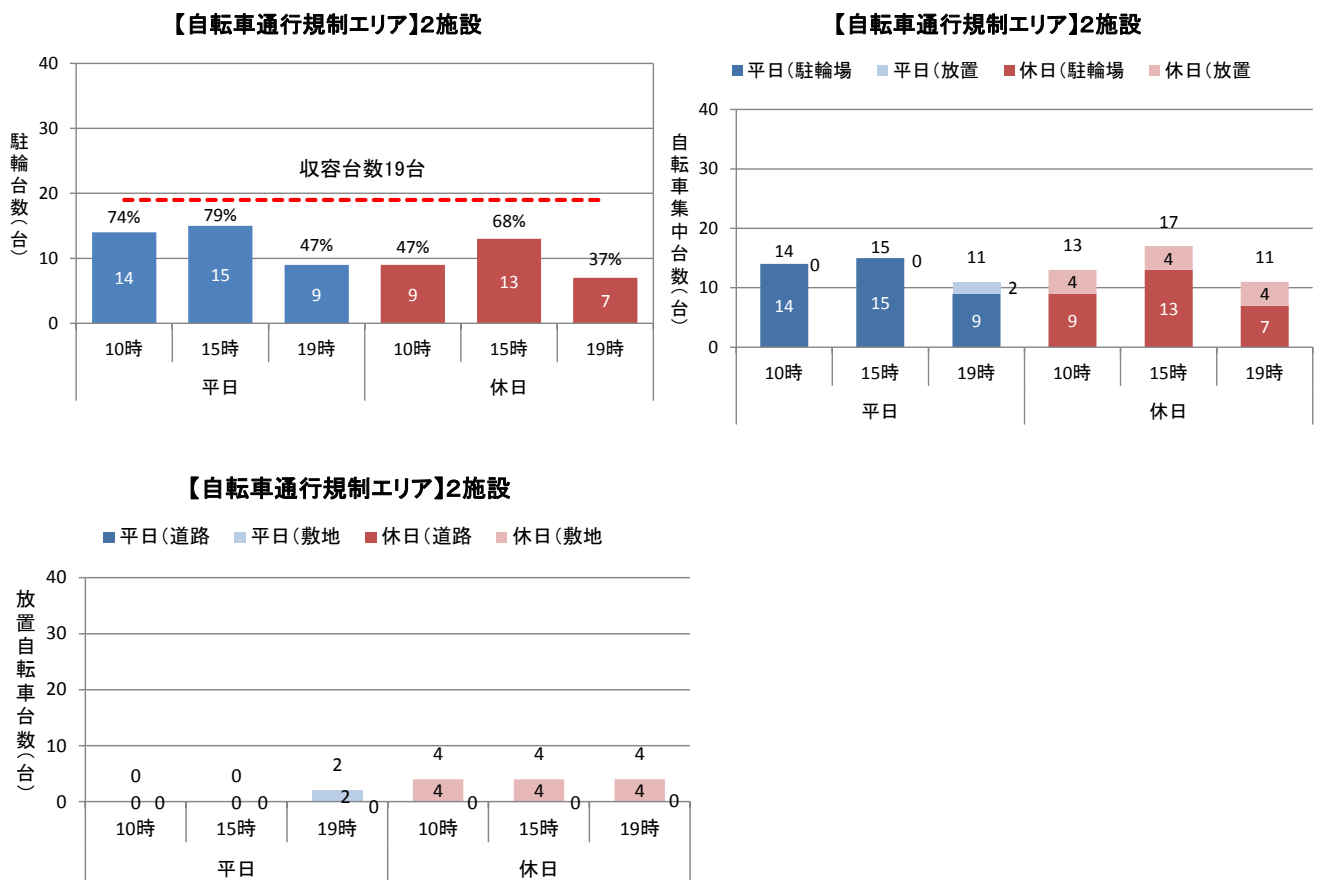
自転車の通行が規制されているエリアにある2施設についての調査結果を図表 2.40 に、駐輪場の状況を図表 2.41 に示す。各施設の駐輪実態は図表 2.42 のとおりであった。

2施設の駐輪場の収容台数はそれぞれ5台と14台だが、2施設とも駐輪率が100%になる時間帯もあり、駐輪率は高いことが分かった。したがって、自転車通行規制エリアでも設置された駐輪スペースが使われているという実態が見えた。また、道路上の放置自転車は確認されなかった。

これらの結果をまとめると、以下のようになる。

- ・ 2施設とも駐輪率が100%になる時間帯があった。
- ・ 駐輪率は高いが、道路上の放置自転車は確認されなかった。

図表 2.40 自転車通行規制エリア 2施設 駐輪台数, 自転車集中台数, 放置自転車台数



図表 2.41 自転車通行規制エリア内施設の駐輪場状況



図表 2.42 自転車通行規制エリアの駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設面積 (㎡)	駐輪場収容台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数																		
						10時		15時		19時		10時		15時		19時														
						駐輪場	放置台数 道路敷地	駐輪場	放置台数 道路敷地	計	駐輪場	放置台数 道路敷地	計	駐輪場	放置台数 道路敷地	計	駐輪場	放置台数 道路敷地	計											
中京区	50	食料品を取り扱わない 小売店舗	自転車販売店	830	5	0	0	1	20%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2					
中京区	64	飲食店	マンション (商店複合)	10	14	14	100%	0	0	14	9	64%	0	2	11	9	64%	0	4	13	8	57%	0	4	12	5	36%	0	4	9
計				840	19	14	74%	15	79%	15	9	47%	0	2	11	9	47%	0	4	13	13	68%	0	4	17	7	37%	0	4	11

*駐輪率(=駐輪台数÷収容台数)

*計(自転車集中台数=駐輪場駐輪台数+放置台数)

(6) 駐輪需要が集中する施設

課題6：駐輪需要が集中する施設で放置自転車が発生しているのではないかと？特に小規模のコンビニエンスストアは大型のコンビニエンスストアに比べ放置自転車が多いのではないかと？

「駐輪需要が集中する」施設として考えられる施設の用途として、

- ア コンビニエンスストア
- イ カラオケボックス店
- ウ 郵便局
- エ レンタルビデオ店
- オ 学習施設

が挙げられる。

また、コンビニエンスストアについては、駐車場も併設されているような大型の店舗より、駐輪スペースの確保が容易ではない市内中心部に在る小規模の店舗の方が放置自転車は多いのではないかと考えられる。

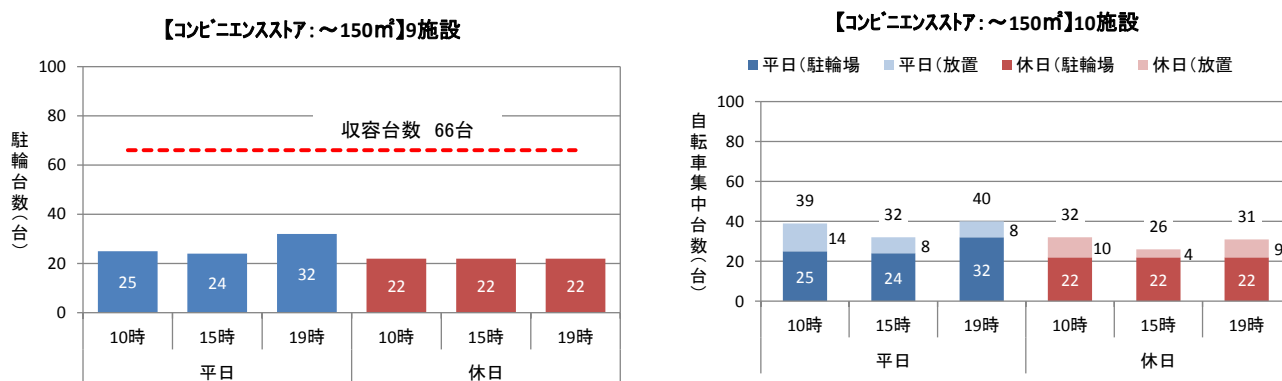
アからオまでの用途ごとの駐輪状況の調査結果を以下に挙げる。

ア コンビニエンスストア

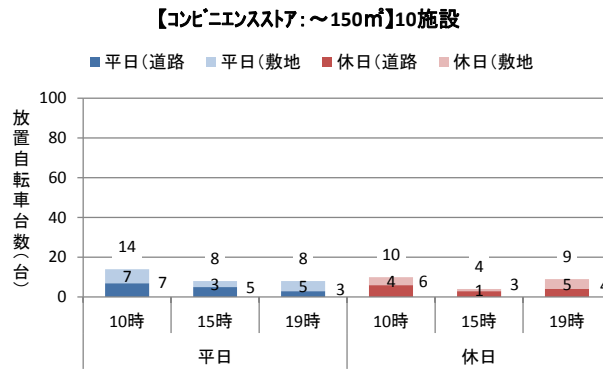
施設面積 150m²の小規模のコンビニエンスストア 10 施設と、施設面積 150m²以上の大型のコンビニエンスストア 4 施設を調査した。小規模・大型、それぞれを全体で見た時の駐輪状況を図表 2.43 及び図表 2.45 に示す。なお、各施設の駐輪実態は図表 2.46 のとおりであった。

小規模のコンビニエンスストア及び大型のコンビニエンスストアともに、収容台数を超えるような状況は見られなかった。また、放置自転車台数のグラフを見ると、それぞれ全体でみた場合、大型のコンビニエンスストアに比べ小規模の店舗の方がどの時間帯においても放置自転車がやや多かった。

図表 2.43 コンビニエンスストア(施設面積 150 m²未満) 10 施設 駐輪台数, 自転車集中台数, 放置自転車台数



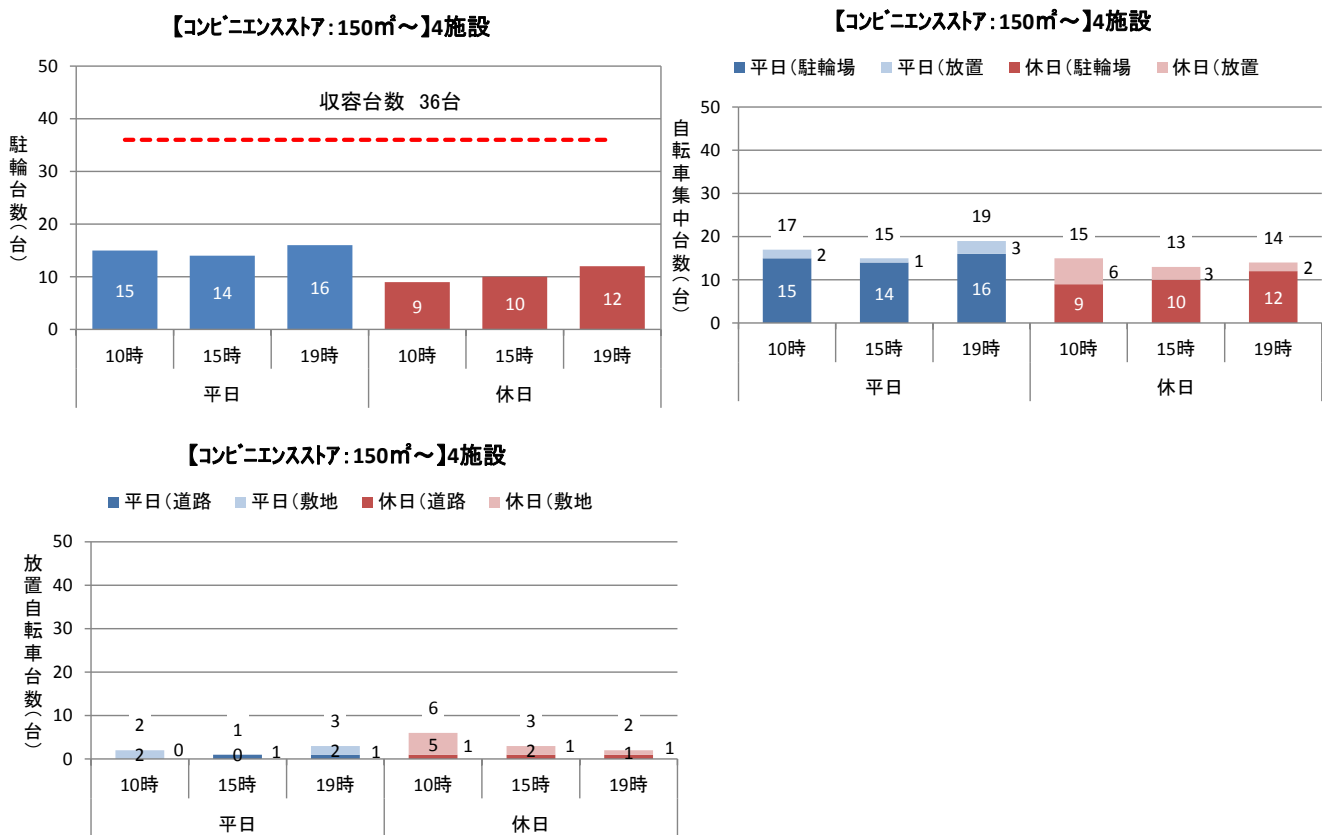
図表 2.43(つづき) コンビニエンスストア(施設面積 150㎡未満) 10 施設 駐輪台数, 自転車集中台数, 放置自転車台数



図表 2.44 コンビニエンスストア(施設面積 150㎡未満) 放置自転車状況



図表 2.45 コンビニエンスストア(施設面積 150㎡以上) 4 施設 駐輪台数, 自転車集中台数, 放置自転車台数



図表 2.46 コンビニエンスストアの駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設 面積 (㎡)	駐輪場 収容 台数	10時			15時			19時			10時			15時			19時															
						駐輪場 台数	放置台数 道路	敷地	駐輪場 台数	放置台数 道路	敷地	駐輪場 台数	放置台数 道路	敷地	駐輪場 台数	放置台数 道路	敷地	駐輪場 台数	放置台数 道路	敷地	駐輪場 台数	放置台数 道路	敷地	駐輪場 台数	放置台数 道路	敷地										
																											駐輪率	駐輪率	駐輪率	駐輪率	駐輪率	駐輪率	駐輪率	駐輪率	駐輪率	駐輪率
上京区	8	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	64	10	8	0	0	7	12	120%	0	0	12	8	80%	0	0	8	6	60%	0	0	6	7	70%	0	0	7							
真山区	5	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	70	10	3	0	1	4	1	10%	0	0	1	2	30%	0	0	2	2	20%	0	0	2	5	50%	0	0	5							
真山区	6	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	70	0	0	5	0	3	0	-	0	0	0	0	-	0	0	3	0	-	0	0	3	0	-	0	0	4							
上京区	7	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	93	5	0	0	0	2	4	80%	1	0	5	0	40%	0	0	2	1	20%	0	0	1	0	0%	0	0	0							
中京区	7	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	100	5	2	4	0	4	5	100%	2	0	7	2	40%	2	1	5	4	80%	0	0	4	2	40%	0	3	5							
中京区	8	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	100	10	8	0	0	8	6	40%	0	0	4	2	20%	0	0	2	5	50%	0	0	5	6	60%	0	0	6							
下京区	8	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	100	5	1	20%	0	3	4	60%	0	2	5	5	100%	1	0	6	3	60%	0	0	3	0	0%	0	0	0							
下京区	7	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	100	8	0	0%	0	1	0	0%	0	0	1	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0						
下京区	9	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	110	7	2	20%	0	2	4	43%	0	2	5	2	20%	0	2	4	1	14%	0	1	2	2	20%	0	2	4							
山科区	6	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	120	6	1	17%	0	0	1	0%	0	0	0	1	17%	0	0	1	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0						
計				927	66	25	38%	7	39	24	36%	5	3	32	32	48%	3	5	40	22	33%	6	4	32	22	33%	3	1	26	22	33%	4	5	31		
南区	5	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	150	5	0	0%	0	1	0	0%	0	0	2	0	0%	0	2	2	0	0%	0	2	2	0	0%	0	1	1	20%	0	0	1			
真山区	5I	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	152	6	4	67%	0	4	2	33%	0	0	3	2	33%	0	0	3	2	50%	0	0	2	3	50%	0	0	3	4	67%	0	0	4		
上京区	9	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	160	5	3	60%	0	3	4	80%	1	0	5	3	60%	1	0	4	0	0%	1	3	4	0	0%	1	2	0	0%	1	2	0	0%	1	2
中京区	9	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	160	20	8	40%	0	1	9	50%	0	0	10	7	35%	0	0	10	7	35%	0	0	7	7	35%	0	0	7	7	35%	0	0	7		
計				622	36	15	42%	0	17	14	39%	1	0	15	16	44%	1	2	19	9	25%	1	5	15	10	28%	1	2	13	12	33%	1	1	14		

*駐輪率(=駐輪台数÷収容台数)

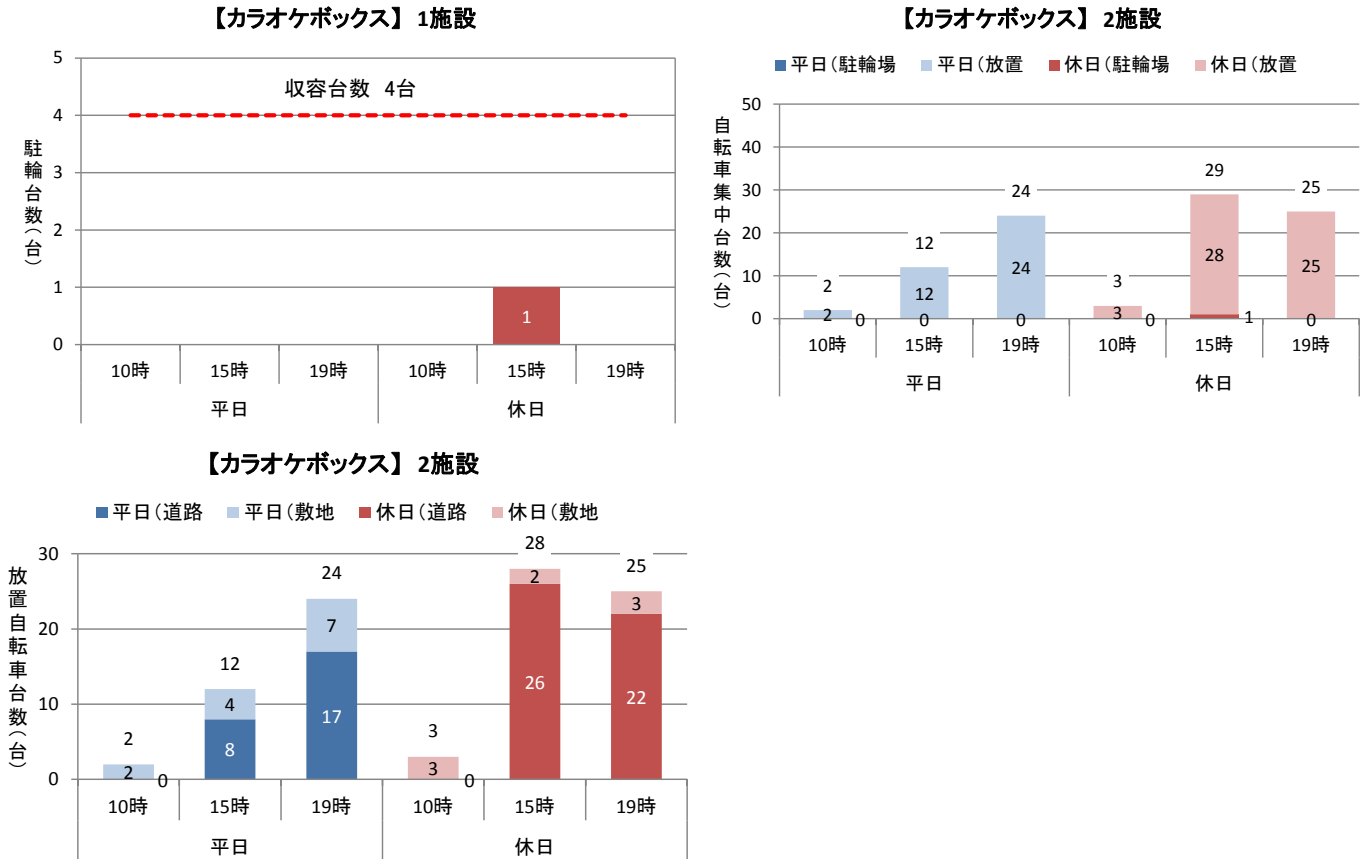
*計(自駐車集中台数+駐輪場駐輪台数+放置台数)

イ カラオケボックス店

調査したカラオケボックス店の2施設の駐輪状況を図表 2.47 に示す。なお、各施設の駐輪実態は図表 2.49 のとおりであった。

駐輪場が設置されている1施設でその収容台数を超える駐輪台数は見られなかったが、放置自転車は特に午後の時間帯で敷地内及び道路上の双方で放置がみられた。

図表 2.47 カラオケボックス 2施設 駐輪台数, 自転車集中台数, 放置自転車台数



図表 2.48 カラオケボックスの放置自転車状況



図表 2.49 カラオケボックス店の駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設面積 (㎡)	駐輪場収容台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数																		
						10時		15時		19時		10時		15時		19時														
						駐輪場	計	駐輪場	計	駐輪場	計	駐輪場	計	駐輪場	計	駐輪場	計													
						駐輪率	放置台数	道路	敷地	駐輪率	放置台数	道路	敷地	駐輪率	放置台数	道路	敷地													
左京区	25	カラオケボックス	カラオケボックス	300	0	-	0	2	2	0	-	8	4	12	0	0	0	3	3	0	-	26	2	28	0	0	-	22	3	25
山科区	25	カラオケボックス	カラオケボックス	15	4	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25%	0	0	1	0	0	0	0	0
計				315	4	0	0	2	2	0	0%	8	4	12	0	0	0	0	0	3	1	25%	26	2	29	0	0	22	3	25

* 駐輪率(=駐輪台数÷収容台数)

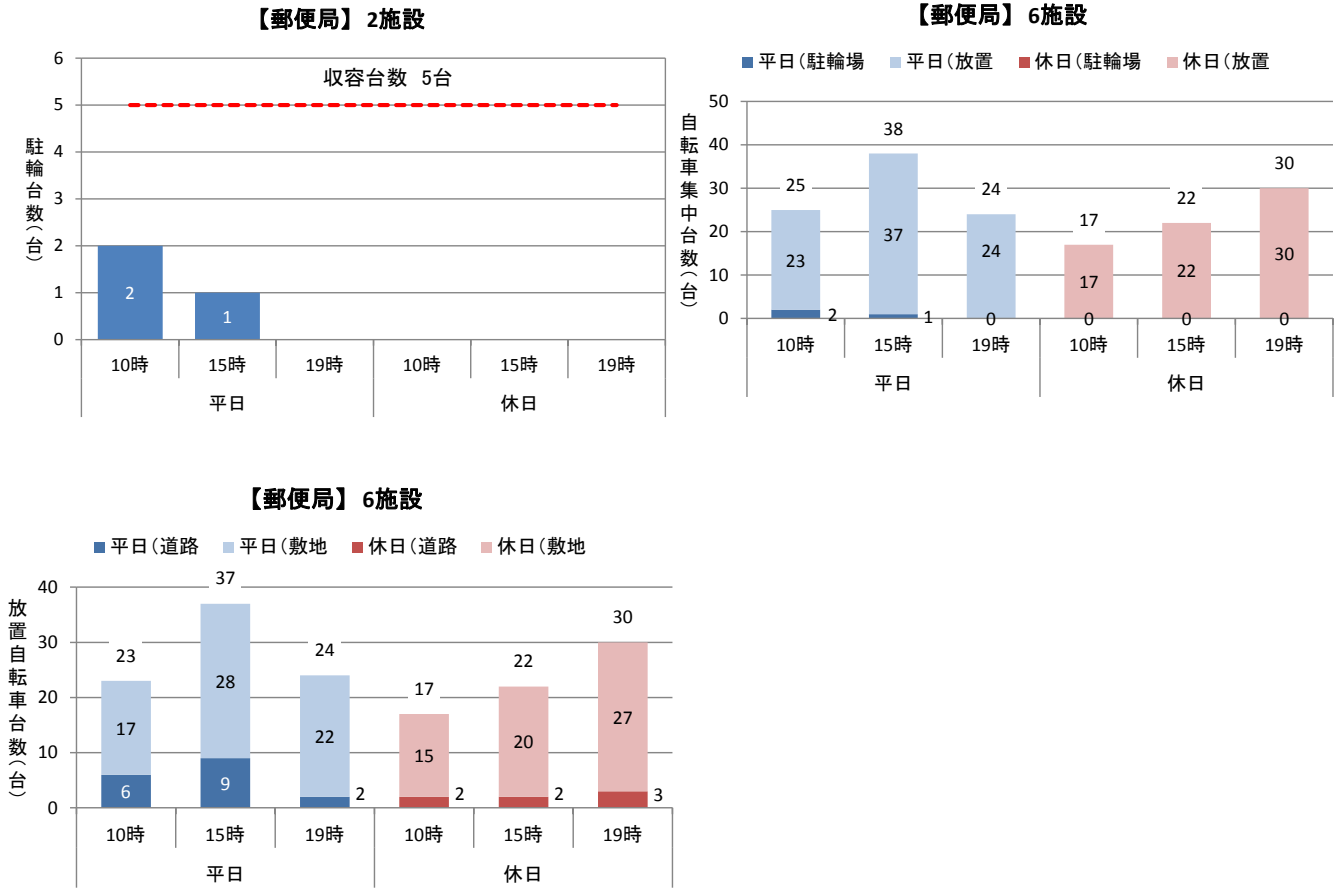
* 計(自駐車集中台数=駐輪場駐輪台数+放置台数)

ウ 郵便局

調査した郵便局の6施設全体の駐輪状況を図表 2.50 に示す。なお、各施設の駐輪実態は図表 2.51 のとおりであった。

駐輪場が設置されている2施設については収容台数を超える駐輪台数は見られなかった。6施設全体でみると、放置自転車について、平日・休日及び時間帯に関わらず施設の敷地内の放置が発生していた。

図表 2.50 郵便局 6施設 駐輪台数, 自転車集中台数, 放置自転車台数



図表 2.51 郵便局の駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設面積 (㎡)	駐輪場収容台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数																						
						10時		15時		19時		10時		15時		19時																		
						駐輪場 駐輪率	放置台数 道路敷地	計	駐輪場 駐輪率	放置台数 道路敷地	計	駐輪場 駐輪率	放置台数 道路敷地	計	駐輪場 駐輪率	放置台数 道路敷地	計	駐輪場 駐輪率	放置台数 道路敷地	計														
上京区	31	郵便局	郵便局	50	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
上京区	33	郵便局	郵便局	93	3	1	0	1	1	33%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
上京区	32	郵便局	郵便局	15	0	0	0	3	0	-	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
中京区	31	郵便局	郵便局	300	0	0	1	17	18	0	2	28	30	0	-	1	22	23	0	0	-	1	15	16	0	-	1	20	21	0	-	3	27	30
下京区	31	郵便局	郵便局	75	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
下京区	33	郵便局	郵便局	50	0	0	0	1	0	-	2	0	2	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計				583	5	2	40%	6	17	25	1	20%	9	28	38	0	0%	2	22	24	0	0%	2	15	17	0	2	20	22	0	0%	3	27	30

*駐輪率(=駐輪台数÷収容台数)

*計(自転車集中台数+駐輪場駐輪台数+放置台数)

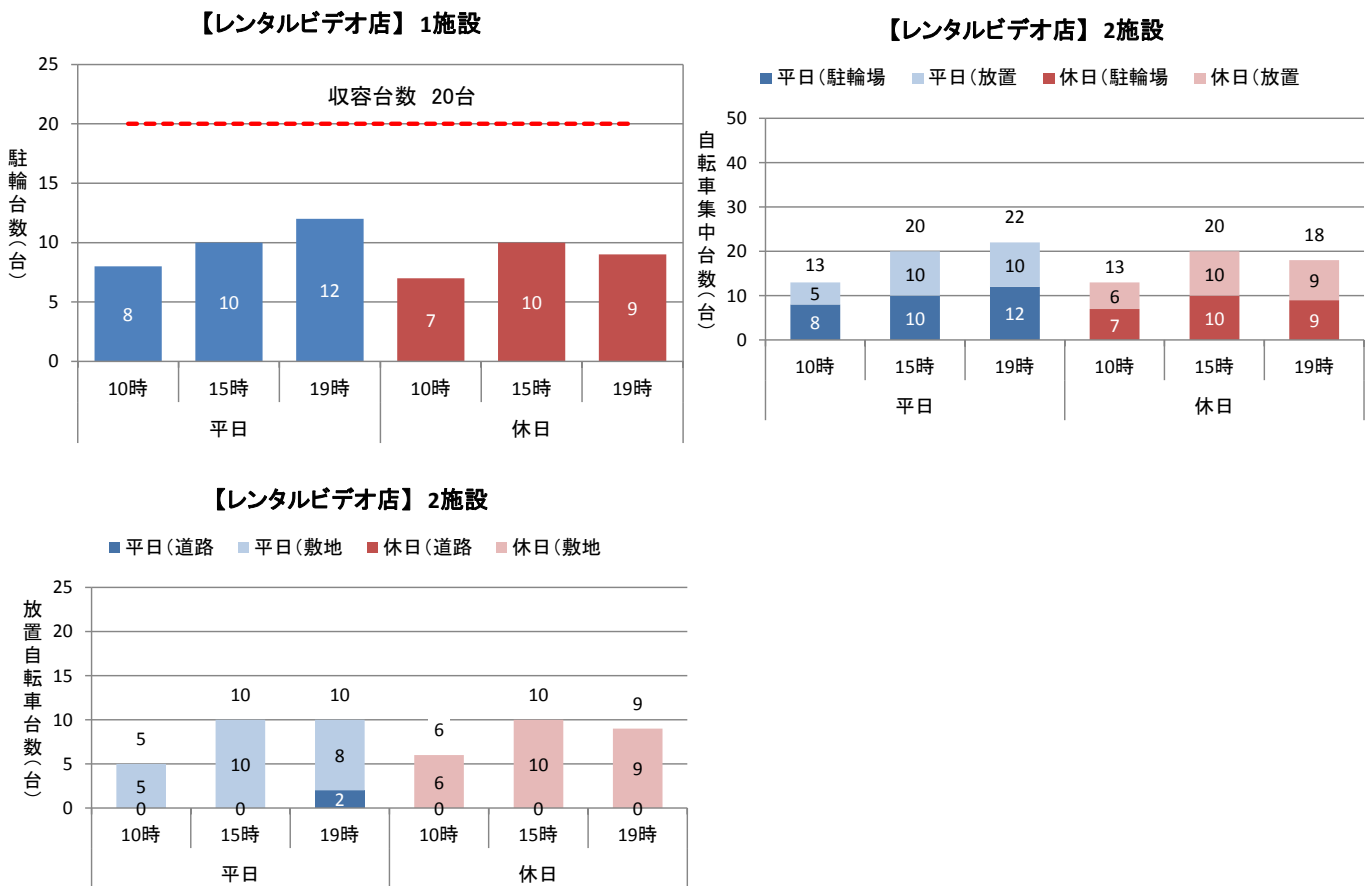
エ レンタルビデオ店

レンタルビデオ店 2 施設の駐輪状況を図表 2.52 に示す。なお、調査した各施設の駐輪実態は図表 2.53 のとおりであった。

放置自転車の状況については、どの時間帯にも発生しているが、道路上への放置がみられたのは駐輪場が設置されていない施設であり、調査した 2 施設とも敷地内での放置が発生していた。

駐輪場が設置されていた 1 施設について、駐輪台数が収容台数を超えることはなかった。

図表 2.52 レンタルビデオ店 2 施設 駐輪台数, 自転車集中台数, 放置自転車台数



図表 2.53 レンタルビデオ店の駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設 面積 (㎡)	駐輪場 収容 台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数																							
						10時		15時		19時		10時		15時		19時																			
						駐輪場 数	放置台数 数	駐輪場 数	放置台数 数	計	駐輪場 数	放置台数 数	計	駐輪場 数	放置台数 数	計	駐輪場 数	放置台数 数	計																
下京区	40	レンタルビデオ	レンタルビデオ	600	0	0	5	5	0	0	10	10	0	0	2	8	0	0	0	0	6	6	0	0	10	10	0	0	10	10	0	0	9	9	
伏見区	27	レンタルビデオ	レンタルビデオ	400	8	40%	0	8	10	50%	0	10	12	60%	0	0	0	0	7	35%	0	7	10	10	9	45%	0	0	10	9	45%	0	0	9	9
計				1,000	8	40%	0	13	10	50%	0	20	12	60%	2	8	7	35%	0	7	35%	7	13	10	9	45%	0	10	20	9	45%	0	9	18	18

* 駐輪率 (= 駐輪台数 ÷ 収容台数)

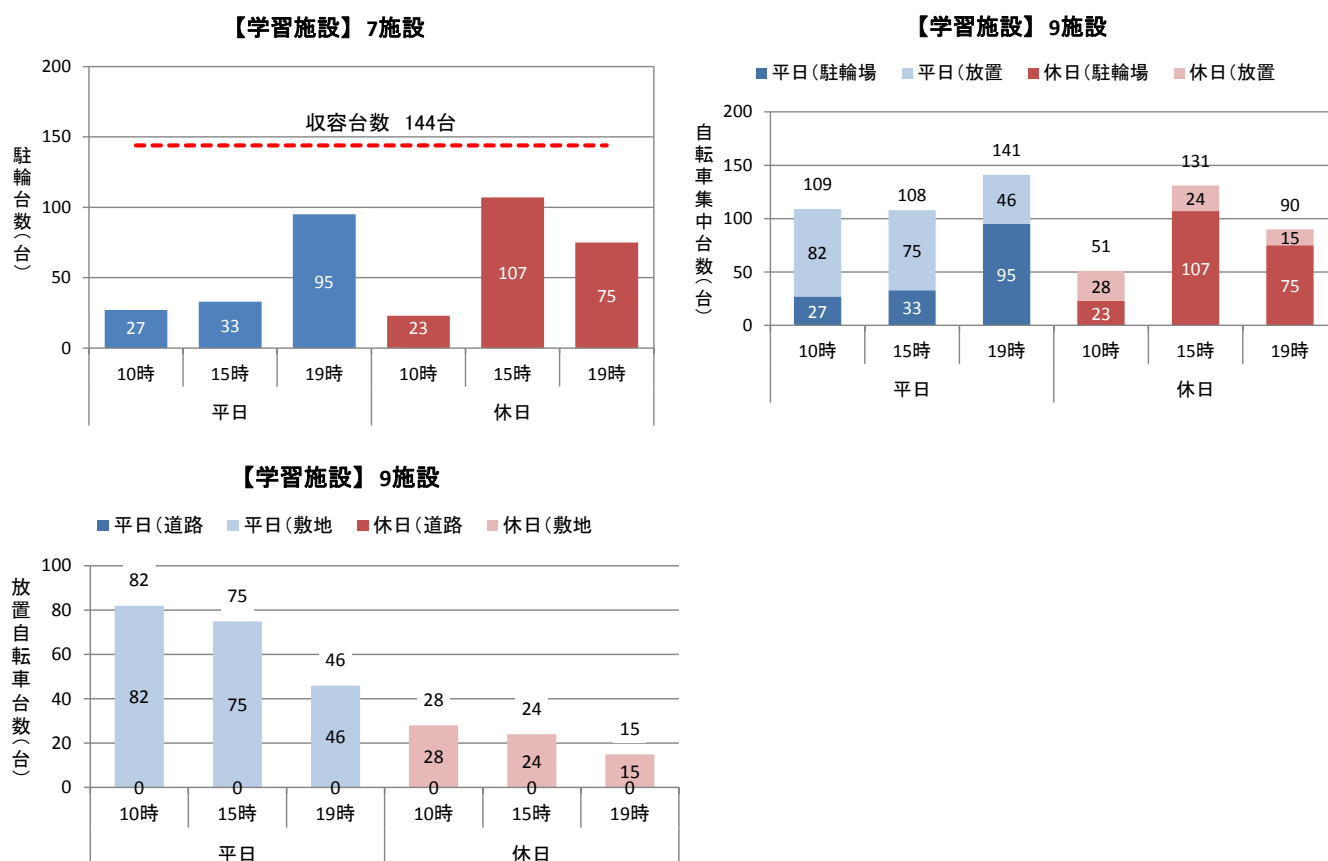
* 計 (自転車集中台数 = 駐輪場駐輪台数 + 放置台数)

オ 学習施設

学習施設 9 施設の駐輪状況を図表 2.54 に示す。なお、各施設の駐輪実態は図表 2.56 のとおりであった。

放置自転車については、今回調査した 9 施設で放置自転車が見られたのは 2 施設であり、その放置自転車は、敷地内での放置自転車であり道路上に放置されているものは見られなかった。

図表 2.54 学習施設 9 施設 駐輪台数, 自転車集中台数, 放置自転車台数



図表 2.55 学習施設の駐輪場状況



図表 2.56 学習施設の駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設面積 (㎡)	駐輪場収容台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数																						
						10時		15時		19時		10時		15時		19時																		
						駐輪場	駐輪率	放置台数 道路	放置台数 敷地	計	駐輪場	駐輪率	放置台数 道路	放置台数 敷地	計	駐輪場	駐輪率	放置台数 道路	放置台数 敷地	計														
中京区	22	学習施設	専修学校	5,363	0	-	0	82	0	0	82	0	-	0	74	0	0	46	0	0	28	0	-	0	24	0	0	24	0	-	0	15		
中京区	23	学習施設	専門学校	1,563	20	80%	0	18	20	100%	0	0	0	0	20	11	55%	0	0	11	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0		
上京区	22	学習施設	専門学校	1,200	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0		
下京区	22	学習施設	専門学校	900	16	44%	0	7	5	31%	0	0	3	18	113%	0	0	3	18	17	106%	0	0	106%	0	0	17	3	19%	0	0	3		
左京区	60	学習施設	学習塾	360	62	0%	0	0	6	10%	0	1	7	51	82%	0	0	51	4	66	106%	0	0	106%	0	0	66	45	73%	0	0	45		
山科区	61	学習施設	学習塾	260	12	0%	0	0	0	0%	0	0	0	10	83%	0	0	10	0	12	100%	0	0	100%	0	0	12	12	100%	0	0	12		
山科区	60	学習施設	学習塾	1,300	20	1	5%	0	1	5%	0	0	1	19	95%	0	0	19	0	11	55%	0	0	55%	0	0	11	14	70%	0	0	14		
西京区	15	学習施設	専門学校	164	8	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	1	13%	0	0	13%	0	0	1	0	0%	0	0	0		
伏見区	60	学習施設	学習塾	80	6	1	17%	0	1	17%	0	0	1	1	17%	0	0	1	1	0	0%	0	0	0%	0	0	0	1	17%	0	0	1		
計				11,191	144	27	19%	82	109	33	23%	0	75	108	95	66%	0	46	141	23	16%	0	28	51	107	74%	0	24	131	75	52%	0	15	90

* 駐輪率(=駐輪台数÷収容台数)

* 計(自転車集中台数=駐輪場駐輪台数+放置台数)

以上、駐輪需要が集中すると考えた「コンビニエンスストア」用途から「学習施設」用途までの施設における放置自転車の調査結果を記載した。

これらの結果をまとめると、以下のようなになる。

- ・大型コンビニエンスストアに対して、駐輪空間の確保が厳しい小規模コンビニエンスストアの方が放置自転車の事例がやや多く見受けられた。
- ・駐輪需要が集中すると考えた施設に関して、放置自転車は見られたが、一部の施設を除き、放置自転車の多くは、敷地内が多く、迷惑となる道路上の放置は少ない。

(7) 屋上駐輪場・地下駐輪場

課題7：屋上駐輪場・地下駐輪場は有効に利用されていないのではないか？

地下駐輪場の駐輪状況を図表 2.57 に、屋上駐輪場の駐輪状況を図表 2.58 に示す。なお、各施設の駐輪実態は図表 2.62 のとおりであった。

各施設の駐輪率をみると、20%を超えた時間帯が、地下駐輪場では3施設全観測回数18回中8回であったが、屋上駐輪場では3施設で5回であった。

地下駐輪場については、すべての施設で駐輪率30%を超える時間帯があり、3施設全体でみると、駐輪率は11%から36%という状況であった。

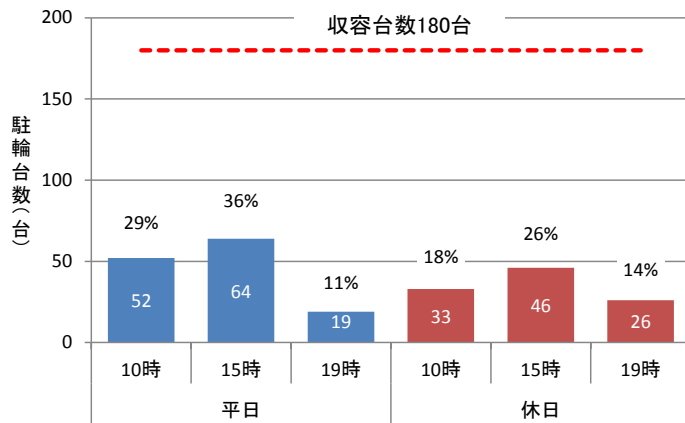
屋上駐輪場については、3施設のうち2施設がどの時間帯でも20%以下であり、3施設全体でみると、駐輪率は8%から21%という状況だった。

今回調査を実施した6施設のうち5施設が含まれる中京区・下京区等都心区全体での駐輪率が30%から40%程度ということと比べると、地下駐輪場・屋上駐輪場とも地上に設置された駐輪場に比べ駐輪率は低いですが、地下駐輪場は屋上駐輪場に比べ比較的に利用されていた。

これらの結果をまとめると、以下のようなになる。

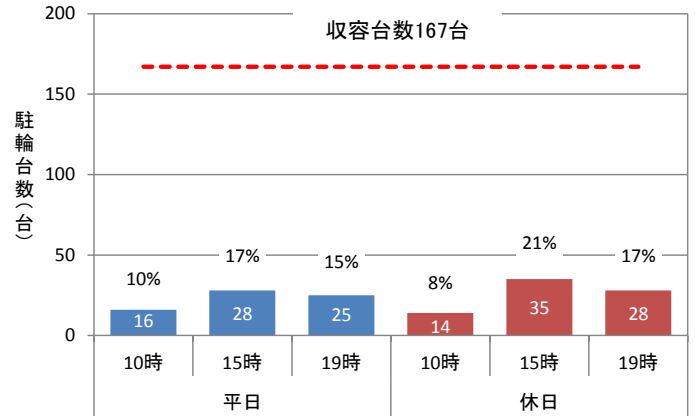
- ・屋上の駐輪場の駐輪率は、3施設中2施設でどの時間帯を見ても20%以下であった。
- ・地下駐輪場の駐輪率は屋上駐輪場に比べ高く、比較的に利用されている。

図表 2.57 地下駐輪場(3箇所)の駐輪台数・駐輪率



* %は駐輪率 (= 駐輪台数 ÷ 収容台数)

図表 2.58 屋上駐輪場(3箇所)の駐輪台数・駐輪率



* %は駐輪率 (= 駐輪台数 ÷ 収容台数)

図表 2.59 屋上駐輪場の利用状況



図表 2.60 屋上駐輪場用のエレベーター



図表 2.61 地下駐輪場の利用状況



図表 2.62 屋上・地下駐輪場の駐輪実態

地区	施設 No	用途	集理	設置場所 構造	施設 面積 (㎡)	駐輪場 収容 台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数																							
							10時		15時		19時		10時		15時		19時																			
							駐輪場 台数	駐輪率 %	計	駐輪場 台数	駐輪率 %	計	駐輪場 台数	駐輪率 %	計	駐輪場 台数	駐輪率 %	計	駐輪場 台数	駐輪率 %	計															
下京区	26	博物館等	博物館	地下 平面	2,000	30	1	3%	0	0	1	1	3%	0	0	1	0	0%	0	0	0	0	0	0	0											
中京区	43	官公署	役場	地下 平面	7,000	70	38	54%	0	0	38	41	59%	0	0	41	3	4%	0	0	3	4	6%	0	0	4	2	3%	0	0	2					
山科区	3	食料品を取り扱わない小売店舗	ドラッグストア	地下 1段ラック	497	80	13	16%	2	0	15	22	28%	2	0	24	16	20%	3	0	19	27	34%	0	0	27	35%	2	0	30	24	30%	0	1	25	
小計					9,497	180	52	29%	2	0	54	64	36%	2	0	66	19	11%	3	0	22	33	18%	0	0	33	46	26%	2	0	48	26	14%	0	1	27
下京区	6	食料品を取り扱わない小売店舗	物販店	屋上 平面	2,850	72	6	8%	0	0	6	12	17%	0	0	12	10	14%	0	0	10	7	10%	0	0	7	12	17%	0	0	12	13	18%	0	0	13
下京区	11	遊技場	ハチマコ店	屋上 平面	250	35	9	26%	0	0	9	13	37%	0	0	13	14	40%	0	0	14	6	17%	3	0	9	18	51%	4	0	22	14	40%	3	0	17
中京区	52	食料品を取り扱わない小売店舗	衣料品店	屋上 1段ラック	2,525	60	1	2%	0	0	1	3	5%	2	0	5	1	2%	1	0	2	1	2%	0	0	1	5	8%	0	0	5	1	2%	0	0	1
小計					5,625	167	16	10%	0	0	16	28	17%	2	0	30	25	15%	1	0	26	14	8%	3	0	17	35	21%	4	0	39	28	17%	3	0	31
合計					15,122	347	68	20%	2	0	70	92	27%	4	0	96	44	13%	4	0	48	47	14%	3	0	50	81	23%	6	0	87	54	16%	3	1	58

* 駐輪率(=駐輪台数÷収容台数)

* 計(自転車集中台数=駐輪場駐輪台数+放置台数)

(8) 隔地駐輪場

課題8：隔地駐輪場は有効に利用されていないのではないか？

今回調査した施設においては、250m 等遠方に設置された隔地駐輪場は無く、約 50m 離れた施設が 1 施設、約 30m 離れた施設が 1 施設、計 2 施設あり、それら 2 施設について調査した。

約 30m の施設の状況を図表 2.63 に、約 50m の施設の状況を図表 2.64 に示す。なお、各施設の駐輪実態は図表 2.66 のとおりであった。

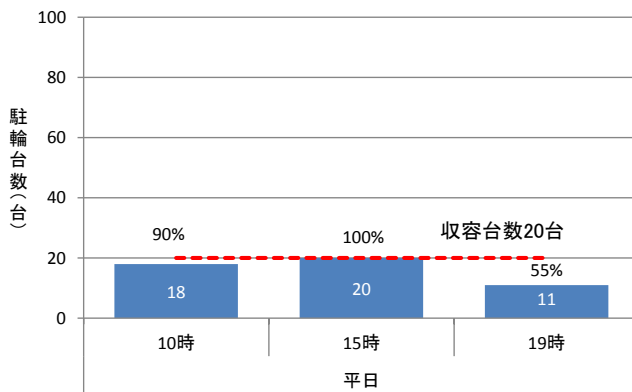
施設ごとの駐輪率を 2 施設で比べると、どの時間帯においても、約 30m 離れた施設のほうが高かった。

また、目的施設から離れる場所に設置される隔地駐輪場の場合、案内板等利用を促す方策が重要であるが、今回調査した 2 施設の内、1 施設(施設 NO.23)に駐輪場の案内板が確認されなかった。

これらの結果をまとめると、以下のようになる。

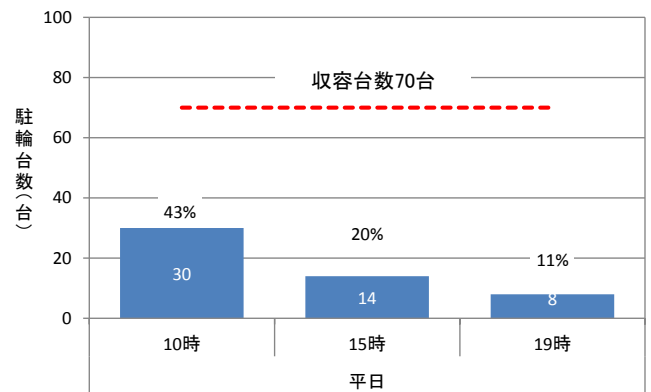
- ・ 目的施設から各地駐輪場までの距離が短い施設のほうが駐輪率は高かった。
- ・ 調査対象のうち、1 施設に駐輪場の案内板が確認されなかった。

図表 2.63 目的施設から隔地駐輪場までの距離 約 30m の施設の駐輪台数



* %は駐輪率 (= 駐輪台数 ÷ 収容台数)

図表 2.64 目的施設から隔地駐輪場までの距離 約 50m の施設の駐輪台数



図表 2.65 目的施設から隔地駐輪場までの距離 約 30m の駐輪場状況



図表 2.66 隔地駐輪場の駐輪実態

地区	施設 No	用途	業種	施設面積 (㎡)	隔地距離 (m)	駐輪場収容台数	平日 駐輪台数						休日 駐輪台数																									
							10時		15時		19時		10時		15時		19時																					
							駐輪場	駐輪率	駐輪場	駐輪率	駐輪場	駐輪率	駐輪場	駐輪率	駐輪場	駐輪率	駐輪場	駐輪率	駐輪場	駐輪率																		
中京区	65	病院	病院・薬局	716	50	70	30	43%	0	0	30	14	20%	0	0	14	8	11%	0	0	8	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0			
							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中京区	23	学習施設	専門学校	1,563	30	20	18	90%	0	0	18	20	100%	0	0	20	11	55%	0	0	11	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計				2,280		90	48	53%	0	0	48	34	38%	0	0	34	19	21%	0	0	19	0	0%	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 駐輪率(=駐輪台数÷収容台数)

* 計(自駐車集中台数=駐輪場駐輪台数+放置台数)

(9) 使用する時の使い易さ

課題9：利用者の満足度が低いのではないか？

最近の駐輪施設では、一般的である平地に枠線を施しただけの平面式に加え、自転車を固定し駐輪するラック式の駐輪設備が備えられているものも多い。それぞれ設備における利点・欠点は、以下の図表 2.67 のようなものが考えられる

図表 2.67 平面式・ラック式駐輪場の利点と欠点

駐輪設備	利点	欠点
平面式	<ul style="list-style-type: none">・自由に駐輪できる・車種を選ばない（バイク駐車等と兼用が可能）・設置コストが低い・「子供乗せ自転車」など停めやすい	<ul style="list-style-type: none">・乱雑になりやすい・他の駐輪車と干渉することがある・マナーが悪い駐輪車があった場合、出し入れがしづらくなったり、実質的な駐輪スペースが少なくなったりする危険性が有る
ラック式	<ul style="list-style-type: none">・一定間隔で駐輪するので、他の駐輪車と干渉しない・固定されるので転倒する危険性が少ない・見た目にも整然とした駐輪空間になる	<ul style="list-style-type: none">・面倒・2段ラック上段などの場合、女性や高齢者等にとっては利用しづらい・機材コスト・メンテナンス費用が発生する

付置義務駐輪場を有効に活用してもらうためには、利用者にとって使い易い駐輪設備や形態を提供し、利用者満足度の向上を図り、利用意欲を高める必要がある。

現在の駐輪施設の状況と、施設全体に対する「利用者の満足度」についての調査結果を以下に示す。

ア 設置されている駐輪設備構造(平面式・ラック式)

駐輪設備構造による駐輪率は図表 2.68 に示す。調査した1段ラック・2段ラックが設置されている駐輪場の駐輪実態は図表 2.70 のとおりであった。

また、利用者の満足度評価は、利用した駐輪場全体に対する総合的な評価なため、設備そのものの満足度とは限らないが、平面式・ラック式の種類ごとに、駐輪施設の満足度を分類した。その図表を 2.69 に示す。

図表 2.68 の駐輪設備構造別の駐輪率グラフからは、調査箇所数が大きく違うということに注意しなければならないが、平面式の駐輪場より1段ラックが設置されている駐輪場の方が駐輪率は高く、よく利用されている。

また、図表 2.69 の駐輪場の満足度との関係のグラフからは、「満足」「やや満足」を合計するとラック式を設置している駐輪場の方が満足度は高くなっている。ただしこちらも、回答件数が大きく違うということに注意しなければならない。

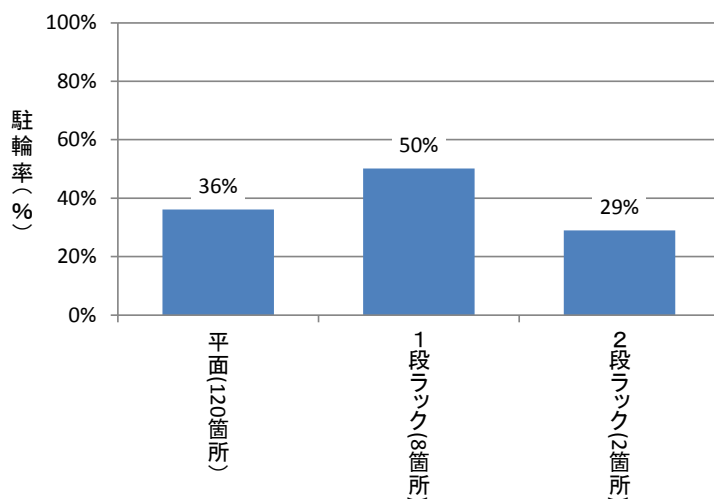
今回の調査においては、駐輪場の設備構造別では平面式より1段ラック式の駐輪率が高く、また、その設備を採用している施設のほうが、利用者の満足度は高い数値を示している。

ただし、平面式・ラック式に関しては、利用者アンケート調査の中で自由記載となっている「利用した施設全体に対する満足・不満足点」や「意見要望」の回答のなかに、

- ・ラック式を増やしてほしい（上京区，60才代，女性）
- ・ラック式は邪魔で出し入れしにくい（下京区，60才代，男性）
- ・ラック式は高齢者には使いづらい（西京区，60才代，女性）
- ・ラック式は上段が使いづらい（下京区，40才代，女性）

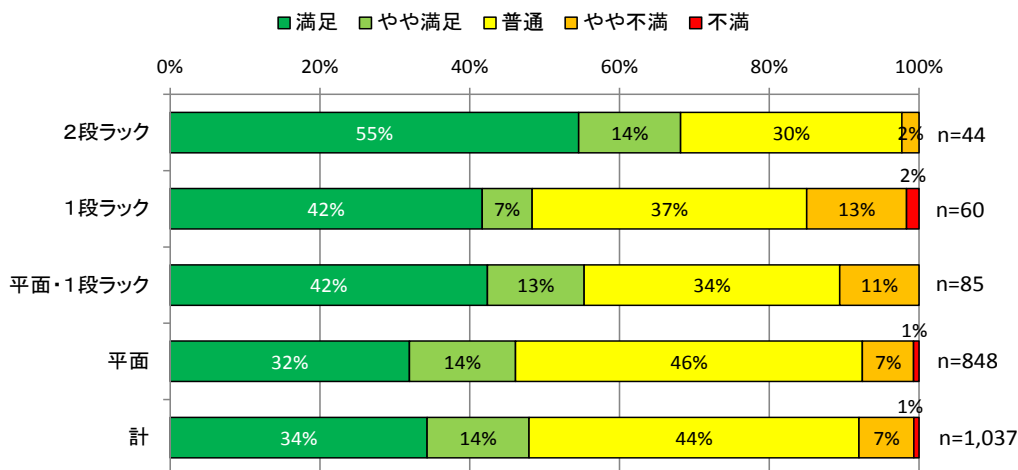
など、賛否両論の意見があり、一概に「平面式よりラック式の方が良い」とは言えないと思われる。

図表 2.68 駐輪場の構造別の駐輪率



* %は駐輪率(=駐輪台数÷収容台数) 箇所合計の駐輪台数の多い時間帯

図表 2.69 駐輪場の構造別の満足度



図表 2.70 駐輪設備構造別(1階1段ラック・1階2段ラック)の駐輪実態

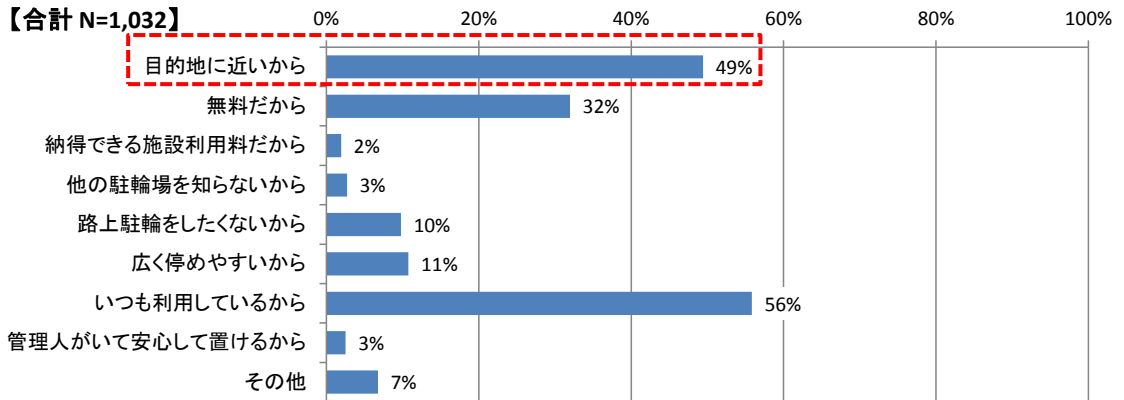
地区	施設 No	用途	業種	施設面積 (㎡)	駐輪場の構造	駐輪場収容台数	平日 駐輪台数														
							10時			15時			19時								
							駐輪場	駐輪率	放置台数	駐輪場	駐輪率	放置台数	駐輪場	駐輪率	放置台数						
																道路	敷地	道路	敷地	道路	敷地
上京区	43	官公署	役場	2,066	1階 1段ラック	50	20	40%	0	0	20	39	78%	0	0	39	3	6%	0	0	3
上京区	20	病院	病院	2,100	1階 1段ラック	17	4	24%	0	0	4	10	59%	0	0	10	1	6%	0	0	1
中京区	60	食料品等 小売店舗	スーパー	339	1階 1段ラック	18	5	28%	0	0	5	8	44%	0	0	8	12	67%	0	0	12
中京区	58	病院	病院	467	1階 1段ラック	25	4	16%	0	0	4	7	28%	0	0	7	1	4%	0	0	1
中京区	57	病院	病院	1,200	1階 1段ラック	50	0	0%	0	0	0	2	4%	0	0	2	0	0%	0	0	0
中京区	26	博物館等	博物館	1,500	1階 1段ラック	42	37	88%	0	0	37	42	100%	2	0	44	23	55%	0	0	23
下京区	43	官公署	役場	500	1階 1段ラック	109	80	73%	0	0	80	73	67%	0	0	73	30	28%	0	0	30
左京区	60	学習施設	学習塾	360	1階 1段ラック	62	0	0%	0	0	0	6	10%	0	1	7	51	82%	0	0	51
計				8,531		373	150	40%	0	0	150	187	50%	2	1	190	121	32%	0	0	121
中京区	64	飲食店	マンション (商店複合)	10	1階 2段ラック	14	14	100%	0	0	14	14	100%	0	0	14	9	64%	0	2	11
下京区	51	複合	家電量販店	41,475	1階 2段ラック	766	180	23%	0	0	180	145	19%	0	0	145	108	14%	0	0	108
計				41,485		780	194	25%	0	0	194	159	20%	0	0	159	117	15%	0	2	119

イ 目的施設までの距離

利用者アンケート調査の「駐輪場を利用した理由」の集計結果は、図表 2.71 のようになった。

利用した理由として、「いつも利用しているから」という理由の次に「目的地に近いから」を挙げている利用者が多かった。利用者の利用動機として、「目的地が近い駐輪場」という点が大きいことが分かった。

図表 2.71 駐輪場を利用した理由(複数回答可)



ウ 駐輪場に対する満足度

地区別及び施設用途別の調査結果を図表 2.72 及び図表 2.73 に、また、性別及び年齢別の満足度を図表 2.74 及び図表 2.75 に示す。

「やや不満」「不満」を合せても 10%程度であり、現状の駐輪場に関して、「普通」を含め多くの利用者が満足しているという結果になった。

ただし、満足度の自由記載欄や駐輪場に対する要望・意見欄の中には、

- ・利用者のマナーの改善が必要

という意見と共に、

- ・屋根があって満足している。屋根を付けてほしい。
- ・駐輪場内の他の駐輪車やバイク及び自動車との接触が不安。

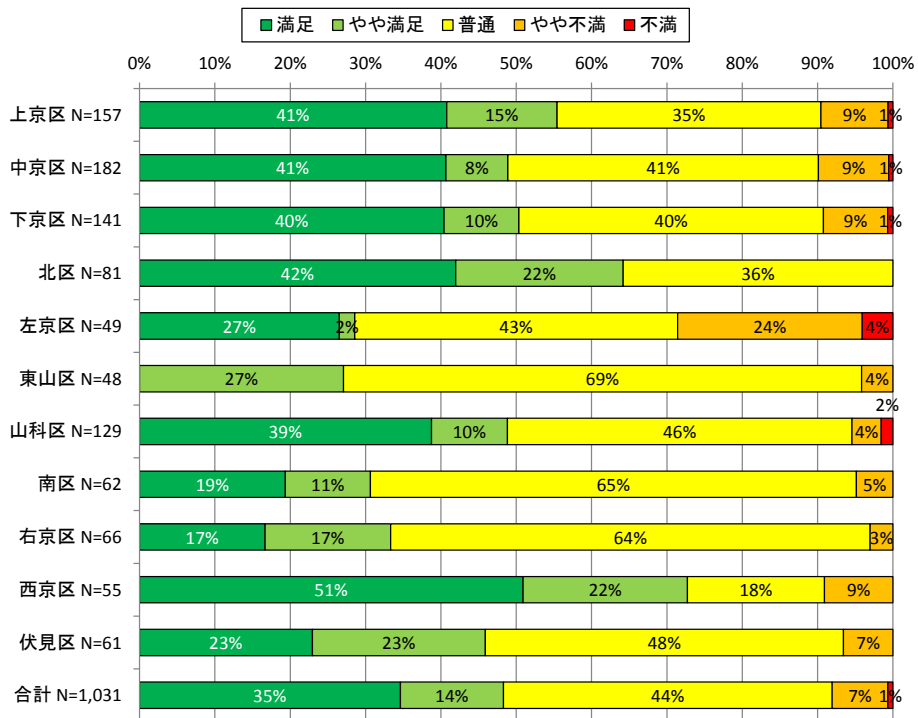
等の意見が上がっていた。

また、今回の駐輪施設実態調査の結果では、駐輪場の収容台数に対する駐輪率は、全体とみるならば、需要が高いピーク時間帯でもひっ迫していないという結果だったにも関わらず、

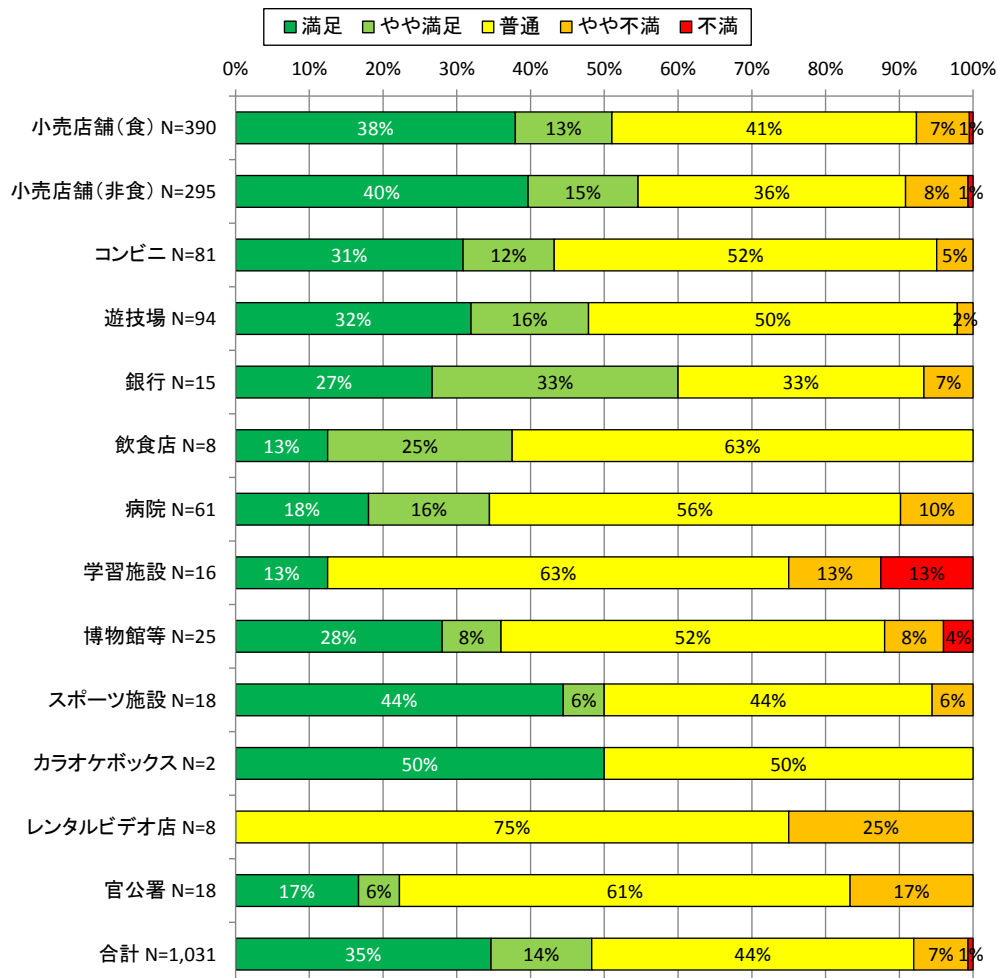
- ・駐輪スペースが少ない。もっと駐輪場を増やしてほしい。

という利用者の意見があり、駐輪実態と利用者の感覚とのズレがある可能性がある。

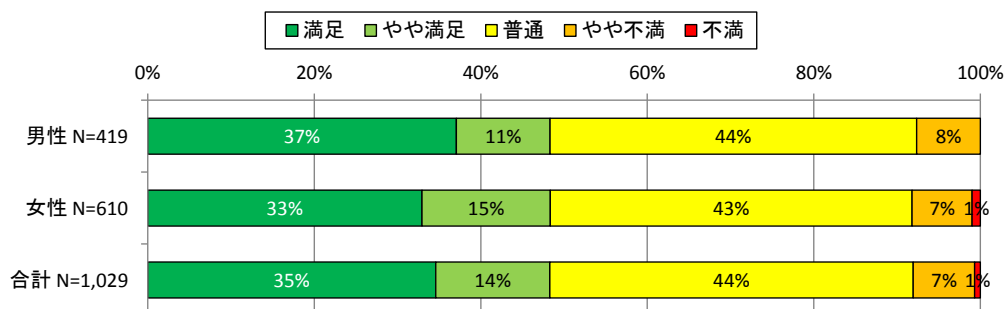
図表 2.72 地区別の満足度



図表 2.73 用途別の満足度



図表 2.74 性別の満足度



図表 2.75 年齢別の満足度

